

7. 研究所関係資料

1. 設立の経緯

東京文化財研究所は、2001（平成13）年4月1日に東京国立文化財研究所が独立行政法人化され独立行政法人文化財研究所東京文化財研究所となった。その前身である東京国立文化財研究所は、1952（昭和27）年4月1日に発足し、その母体となったものは、昭和5年に創設された政府機関の帝国美術院附属美術研究所である。

この美術研究所は、1924（大正13）年7月、帝国美術院長子爵故黒田清輝の遺言により美術奨励事業のために寄附出損した資金で遺言執行人が選択決定した事業である。すなわち遺言執行人代表伯爵樺山愛輔は、故子爵の遺志にしたがってこの資金で行うべき事業の選択を伯爵牧野伸顕に一任した。牧野伯爵は帝国美術院長福原隼二郎及び東京美術学校長正木直彦とはかつて諸方面の意見を徴し、またわが国美術研究の必要に照らして次の事業を行うこととした。

- (1) 美術に関する基礎的調査研究機関として美術研究所を設けること。
- (2) 黒田子爵の作品を陳列して同子爵の功績を記念すること。
- (3) 前二項の目的を達するために適当な建物を造営すること。
- (4) 事業成立の上は一切これを政府に寄附すること。

2. 年代別重要事項

期 日	事 項
昭和元年12月25日	前期の事業を遂行するため委員会が組織され、東京美術学校長正木直彦が委員長に就任し、美術研究所事業については東京美術学校教授矢代幸雄、黒田子爵作品陳列については東京美術学校教授久米桂一郎・同岡田三郎助・同和田英作・同藤島武二及び大給近清、建物造営については東京美術学校教授岡田信一郎、会計事務については遺言執行人打田伝吉を各委員として事務を分掌進行させた。
昭和2年2月1日 同年10月28日	美術研究所準備事業を開始した。 東京市上野公園内に鉄筋コンクリート造、半地階2階建、延面積1,192m ² の建物1棟を起工した（本館）。
昭和3年9月	前記の建物が竣工したので、黒田記念館と名付け、美術研究所開設のため必要な備品・図書・写真等の研究資料を設備し、また館内に黒田子爵記念室を設け、黒田清輝の作品を陳列した。
昭和4年5月29日	遺言執行人代表者樺山愛輔は、建物・設備・研究資料等一切の外に金15万円をそえて帝国美術院長に寄附を願い出た。
昭和5年6月28日 同年10月17日	勅令第125号により帝国美術院に附属美術研究所が置かれ、東京美術学校長正木直彦が同研究所の主事に補せられた。 美術研究所開所式を挙行了た。
昭和7年1月1日 同年4月18日	美術研究所の研究成果発表機関誌として、定期刊行物『美術研究』を創刊した。 株式会社朝日新聞社より明治大正美術史編纂費として本年から向う5か年間毎年5千円、合計2万5千円を帝国美術院に寄附したいとの申出があった。

期 日	事 項
昭和7年5月26日	帝国美術院はこの申出を受理した。 明治大正美術史編纂委員会規程を設け、美術研究所は明治大正美術史の編纂に関する事務を行うことになった。
昭和9年10月18日	毎年10月18日を開所記念日と定めた。
昭和10年1月28日	鉄筋コンクリート造、2階建、延面積129m ² の書庫が竣工した。
同年4月	『日本美術年鑑』の編纂事務を開始した。
同年6月1日	勅令第148号により美術研究所官制が公布された。 研究資料閲覧規程を制定し、閲覧事務を開始した。
昭和12年6月24日	勅令第281号により美術研究所官制中改正の件が公布され、従来、帝国美術院に附置されていたのを文部大臣の直轄に改められた。
同年11月29日	美術研究所長職務規程、美術研究所事務分掌規程が制定された。
昭和13年2月12日	木造、平屋建、延面積97m ² の写真室1棟が竣工した。
昭和19年8月10日	黒田清輝の作品、並びに写真原版を東京都西多摩郡小宮村谷間家倉庫に疎開した。
昭和20年5月28日	美術研究所の図書・諸資料全部を山形県酒田市本町1丁目本間家倉庫3棟に疎開した。
同年7～8月	酒田市本間家倉庫に疎開した図書資料を爆撃の危険を避けるため、さらに酒田市外牧曾根村松沢世喜雄家倉庫・観音寺村村上家倉庫・大沢村後藤作之丞家倉庫にそれぞれ分散疎開した。
昭和21年3月29日	酒田市疎開中の図書・諸資料等の東京向け発送を終了した。
同年4月4日	酒田市疎開中の図書・諸資料等が東京に到着し、引揚げを完了した。
同年4月16日	東京都西多摩郡に疎開中の黒田清輝作品並びに写真原版の引揚げを完了した。
昭和22年5月3日	美術研究所官制が廃止され、国立博物館官制が制定された。美術研究所は同館の附属美術研究所となった。 国立博物館に保存修理課発足。同課内に保存技術研究室を置いた（保存科学部の前身）。昭和23年度より専任の職員を配置し、研究を開始した。研究室は国立博物館本館地下の修理室の一室（66m ² ）に設けた。
昭和25年8月29日	文化財保護法の制定にともない、美術研究所は文化財保護委員会の附属機関となった。 文化財保護委員会事務局設置にともない、保存科学研究室は国立博物館保存修理課から文化財保護委員会事務局保存部建造物課に所属換えとなった。
昭和26年1月31日	美術研究所組織規程が定められ、第一研究部・第二研究部・資料部・庶務室が置かれた。
昭和27年4月1日	文化財保護法の一部が改正、東京文化財研究所組織規程が定められ、美術部・芸能部・保存科学部・庶務室の3部1室が置かれ、美術研究所組織規程が廃止された。 また文化財保護委員会事務局保存部建造物課保存科学研究室も廃止された。
同年7月1日	芸能部研究室として東京藝術大学音楽学部邦楽科教室2室を同大学から借用し、研究を開始した。
昭和28年4月26日	保存科学部研究室として、東京国立博物館構内の倉庫132m ² を改造のうえ移転した。
昭和29年7月1日	東京文化財研究所組織規程の一部が改正され、東京国立文化財研究所となった。
昭和32年3月22日	東京国立博物館構内に木造、外部鉄網モルタル塗、平屋建、8m ² の保存科学部の薬品庫が竣工した。

期 日	事 項
昭和32年11月30日	従来の2階建書庫の上にさらに1階を増築3階建とし、増築分延面積71m ² が竣工した。
昭和34年4月30日	東京国立文化財研究所研究受託規程が定められ、この年度から受託研究が開始された。
昭和36年9月16日	東京国立文化財研究所組織規程の一部が改正され、従来の庶務室は庶務課となった。
昭和37年3月31日	東京国立博物館内に保存科学部庁舎（保存科学部実験室）として、鉄筋コンクリート造、2階建、延面積663m ² の建物1棟が竣工した。
同年7月1日	東京国立文化財研究所組織規程の一部が改正され、新たに保存科学部に修理技術研究室が置かれた。
同年7月20日	芸能部研究室は、保存科学部庁舎の竣工にともない、旧保存科学部庁舎に移転した。
昭和43年6月15日	文部省設置法の一部が改正され、本研究所は文化庁附属機関となった。
昭和44年8月23日	保存科学部庁舎に隣接して新営される別館庁舎（延1,950.41m ² ）の起工式が行われた。
昭和45年3月25日	前記の別館が竣工したので、同年5月26日竣工式が行われた。芸能部は、別館3階に移転した。
同年5月8日	保存科学部は別館の地階～2階に実験用機械類の移転据付を完了した。
同年6月29日	保存科学部庁舎の1階の様替工事に着手し、同年10月15日工事が完了した。
同年11月2日	所長及び庶務課は、本館から保存科学部庁舎の1階に移転した（本館は、美術部庁舎となる）。これにより研究所の所在地表示は「12番53号」から「13番27号」に変更された。
昭和46年4月1日	保存科学部庁舎及び別館の敷地2,658m ² を東京国立博物館から所管換された。
昭和48年4月12日	文部省設置法施行規則の一部が改正され、新たに修復技術部が設けられ4部1課となり、修復技術部に第一修復技術研究室及び第二修復技術研究室が置かれ、保存科学部修理技術研究室は廃止された。
昭和52年4月18日	文部省設置法施行規則の一部が改正され、情報資料部の新設により5部1課となり、情報資料部に文献資料研究室及び写真資料研究室が置かれ、美術部資料室は廃止された。
昭和53年3月20日	本館構内の写場等（木造、平屋建、延面積144m ² ）を取りこわし、情報資料部研究棟として、鉄筋コンクリート造、地下1階、地上3階、延面積569.95m ² の建物が竣工した。
同年4月5日	文部省設置法施行規則の一部が改正され、新たに修復技術部に第三修復技術研究室が置かれた。
昭和59年6月28日	文部省組織令が改正され、本研究所は文化庁施設等機関となった。
平成2年10月1日	文部省設置法施行規則の一部が改正されて、新たにアジア文化財保存研究室が置かれ、5部1室1課となった。
平成5年4月1日	文部省設置法施行規則の一部が改正されて、アジア文化財保存研究室は、国際文化財保存修復協力室となった。
平成7年4月1日	文部省設置法施行規則の一部が改正されて、国際文化財保存修復協力室が廃止され、新たに国際文化財保存修復協力センターが設置された。同センターには、企画室及び環境解析研究指導室が置かれ、1センター5部1課となった。
平成7年4月1日	東京藝術大学と「東京芸術大学大学院美術研究科文化財保存学専攻の教育研究に対する連携・協力に関する協定書」が交わされ、連携併任分野として独立専攻大学院文化財保存学専攻（システム保存学）が設置された。

期 日	事 項
平成9年10月1日	文部省設置法施行規則の一部が改正されて、国際文化財保存修復協力センターに保存計画研究指導室が置かれた。
平成12年2月4日	新営庁舎として、鉄筋コンクリート造、地上4階地下1階、延面積10,557.99m ² （建築面積2,258.48m ² ）が竣工した。
同年2月21日	新営庁舎の竣工にともない、別館（庶務課・芸能部・保存科学部・修復技術部・国際文化財保存修復協力センター）部分の移転が開始された。
同年3月6日	新営庁舎の竣工にともない、本館（美術部・情報資料部）の移転が開始された。
同年3月22日	建設省関東地方建設局営繕部より、新営庁舎の外構工事、植栽等の引き渡しを受け、新営庁舎関係の工事が完了した。
同年5月11日	新営庁舎の竣工を記念し、開所記念式典を挙行了た。 この式典の挙行に際し、毎年5月11日を開所記念日と定めた。
平成13年3月29日	黒田記念館改修工事が竣工し、展示スペースが黒田記念室及び展示室の2室になった。
同年4月1日	東京国立文化財研究所は、奈良国立文化財研究所と統合され、独立行政法人文化財研究所東京文化財研究所となった。 この独立行政法人化に伴い、東京文化財研究所は、管理部、協力調整官—情報調整室、美術部、芸能部、保存科学部、修復技術部、国際文化財保存修復協力センターの1センター5部1協力調整官—情報調整室となった。
平成15年9月19日	黒田記念館にエレベーターを設置し、門扉、外構の改修工事を行った。
平成18年4月1日	文化財研究所組織規程の一部が改正されて、協力調整官—情報調整室は企画情報部に、芸能部は無形文化遺産部に、国際文化財保存修復協力センターは文化遺産国際協力センターとなった。
平成19年4月1日	独立行政法人文化財研究所東京文化財研究所は、独立行政法人文化財研究所と独立行政法人国立博物館との統合により、独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所となり、黒田記念館は、東京国立博物館に移管された。 この統合に伴い、東京文化財研究所は、美術部を企画情報部に、保存科学部と修復技術部は保存修復科学センターに統合し、3部2センターとなった。
平成22年4月1日	国立文化財機構組織規程等の一部が改正されて、管理部は研究支援推進部となった。

3. 歴代所長（昭和5年～平成23年度）

役 職	氏 名	期 間
主事	正木直彦	昭和 5. 6.28～昭和 6.11.24
主事	矢代幸雄	昭和 6.11.25～昭和10. 5.31
所長事務取扱	和田英作	昭和10. 6. 1～昭和11. 6.21
所長	矢代幸雄	昭和11. 6.22～昭和17. 6.28
所長事務取扱	田中豊蔵	昭和17. 6.29～昭和22. 8.15
所長	田中豊蔵	昭和22. 8.16～昭和23. 5.10
所長代理	福山敏男	昭和23. 5.11～昭和24. 8.30
所長	松本栄一	昭和24. 8.31～昭和27. 3.31
所長事務代理	矢代幸雄	昭和27. 4. 1～昭和28.10.31
所長	田中一松	昭和28.11. 1～昭和40. 3.31
所長	関野克	昭和40. 4. 1～昭和53. 4. 1
所長	伊藤延男	昭和53. 4. 1～昭和62. 3.31
所長	濱田隆	昭和62. 4. 1～平成 3. 3.31
所長	西川杏太郎	平成 3. 4. 1～平成 8. 3.31
所長	渡邊明義	平成 8. 4. 1～平成13. 3.31
(独立行政法人文化財研究所 東京文化財研究所に移行)		
所長	渡邊明義	平成13. 4. 1～平成16. 3.31
所長	鈴木規夫	平成16. 4. 1～平成19. 3.31
(独立行政法人国立文化財機構 東京文化財研究所に移行)		
所長	鈴木規夫	平成19. 4. 1～平成22. 3.31
所長	亀井伸雄	平成22. 4. 1～現在

4. 名誉研究員

氏名	退職時官職名	在所期間	名誉研究員 発令年月日
登石健三	保存科学部長	昭和27.10.1～昭和50.4.1	昭和53.10.18
岡畏三郎	美術部長	昭和20.5.15～昭和51.4.1	昭和53.10.18
横道萬里雄	芸能部長	昭和28.3.16～昭和51.4.1	昭和59.10.18
上野アキ	情報資料部文献資料研究室長	昭和17.11.3～昭和59.4.1	昭和59.10.18
江上綏	情報資料部主任研究官	昭和38.5.18～昭和59.3.31	昭和59.10.18
田村悦子	美術部主任研究官	昭和22.6.16～昭和60.3.31	昭和60.10.18
猪川和子	情報資料部文献資料研究室長	昭和22.6.27～昭和60.3.31	昭和60.10.18
伊藤延男	所長	昭和53.4.1～昭和62.3.31	昭和62.10.18
三隅治雄	芸能部長	昭和27.10.1～昭和63.3.31	昭和63.10.18
見城敏子	保存科学部物理研究室長	昭和34.4.1～平成元.3.31	平成元.10.18
濱田隆	所長	昭和62.4.1～平成3.3.31	平成3.10.18
関口正之	美術部長	昭和42.2.1～平成3.3.31	平成3.10.18
佐藤道子	芸能部長	昭和34.4.1～平成4.3.31	平成4.10.18
馬淵久夫	保存科学部長	昭和50.10.1～平成4.3.31	平成4.10.18
新井英夫	保存科学部長	昭和45.9.1～平成5.3.31	平成5.4.1
西川杏太郎	所長	平成3.4.1～平成8.3.31	平成8.4.1
三輪英夫	美術部第二研究室長	昭和53.8.1～平成8.3.31	平成8.4.1
蒲生郷昭	芸能部長	昭和56.4.1～平成10.3.31	平成10.4.1
中里壽克	修復技術部第一修復技術研究室長	昭和39.4.1～平成10.3.31	平成10.4.1
宮本長二郎	国際文化財保存修復協力センター長	平成6.4.1～平成11.3.31	平成11.4.1
羽田昶	芸能部音楽舞踊研究室長	昭和51.4.1～平成12.3.31	平成12.4.1
中村茂子	芸能部民俗芸能研究室長	昭和39.7.1～平成13.3.31	平成13.4.1
増田勝彦	修復技術部長	昭和48.8.1～平成13.3.31	平成13.4.1
米倉迪夫	情報資料部長	昭和50.9.1～平成13.3.31	平成13.4.1
星野紘	芸能部長	平成10.4.1～平成14.3.31	平成14.4.1
平尾良光	保存科学部化学研究室長	昭和62.4.1～平成15.3.31	平成15.4.1
井手誠之輔	協力調整官一情報調整室長	昭和62.7.1～平成16.3.29	平成16.3.30
斎藤英俊	国際文化財保存修復協力センター長	平成11.4.1～平成16.3.30	平成16.3.31
西浦忠輝	保存科学部長	昭和50.7.1～平成16.3.31	平成16.4.1
渡邊明義	所長	平成8.4.1～平成16.3.31	平成16.4.6
鈴木廣之	美術部日本東洋美術研究室長	昭和54.9.1～平成17.11.30	平成17.12.1
青木繁夫	文化遺産国際協力センター長	昭和49.7.1～平成19.3.31	平成19.3.31
三浦定俊	副所長	昭和48.8.1～平成20.3.31	平成20.3.31

氏名	退職時官職名	在所期間	名誉研究員 発令年月日
鎌倉恵子	無形文化遺産部無形文化財研究室長	昭和63.4.1～平成19.3.31	平成20.3.31
鈴木規夫	所長	平成16.4.1～平成22.3.31	平成22.4.1
中野照男	副所長	平成4.4.1～平成23.3.31	平成23.4.1
清水真一	文化遺産国際協力センター長	平成19.4.1～平成23.3.31	平成23.4.1

5. 2011（平成23）年度予算等

(1) 予算

(単位：千円)

事項	予算額
一般管理費	113,785
調査研究事業費	137,577
情報公開事業費	70,359
研修事業費	2,786
国際研究協力事業費	198,436
展示出版事業費	17,690
合計	540,633

(2) 科学研究費助成事業交付一覧

(単位：千円)

研究種目	研究課題	研究代表者	交付額
基盤研究 (B)	諸先学の作品調書・画像資料類の保存と活用のための研究・開発—美術史家の眼を引継ぐ	田中淳	4,290
”	文化財修復材料の劣化と文化財に及ぼす影響に関する基礎的研究	早川典子	1,430
”	敦煌芸術の科学的復原研究—壁画材料の劣化メカニズムの解明によるアプローチ	岡田健	5,720
”	文化財展示収蔵施設の実状に即したカビ調査技術と制御に関する研究	木川りか	6,760
基盤研究 (C)	文化財の被災履歴データベースによる脆弱性評価と保存計画策定への活用に関する研究	二神葉子	650
”	日本絵画材料の時代的変遷に関する調査研究	早川泰弘	1,300
”	大村西崖の研究	塩谷純	1,950
”	建築文化財における伝統的な塗装彩色材料の再評価と劣化防止に関する研究	北野信彦	2,600

研究種目	研究課題	研究代表者	交付額
基盤研究 (C)	政治的危機に瀕する『越境文化遺産』の保護と平和活用 －国際政治・公共政策研究の貢献	原本知実	2,080
挑戦的萌芽研究	科学的原理に基づいたモノクローム資料写真からの色材 分析	吉田直人	2,210
若手研究 (A)	移動が困難な文化財のためのエックス線を用いた非破壊 調査手法の構築	犬塚将英	2,080
若手研究 (B)	染織技法の分業化の展開に関する基礎的研究－技法書・ 絵画資料・実作品の分析を通して	菊池理予	1,430
”	亜酸化窒素発生における土壌糸状菌の生態学的役割の解 明	佐藤嘉則	1,170
”	寺院造営組織からみた平安前期彫刻の研究	皿井舞	1,170
”	アルメニアの完新世初頭における先史文化の考古学研 究	有村誠	1,170
”	イラン、マルヴ・ダシュト盆地における新石器化の考古 学的研究	安倍雅史	910
研究活動スタート 支援	カンボジア北部山岳地域クメール寺院のインベントリー 作成	佐藤桂	1,495
特別研究員奨励費	日本古代の彩色材料の歴史の変遷と呼称の変遷について	國本学史	900

(3) 受託調査研究一覧

(単位：千円)

研究課題	研究代表者	依頼元	受入額
あるぜんちな丸一等食堂漆棚に於ける制作技法と修復 処置の研究	中山俊介	三菱重工業株式会 社長崎造船所史料 館	460
霧島神宮における彩色剥落止めの手法開発及び施工監 理	岡田健	霧島神宮	1,353
GEMによる超高感度・大面積ガンマ線イメージセン サー	犬塚将英	学校法人長崎総合 科学大学	546
関西大学博物館所蔵登録有形文化財岡山県津雲貝塚出 土縄文時代甕棺の復元修理	北野信彦	学校法人関西大学	1,365
エジプト国大エジプト博物館保存修復センタープロ ジェクト (フェーズⅠ) にかかる国内支援業務	山内和也	独立行政法人国際 協力機構	7,261
エジプト国大エジプト博物館保存修復センタープロ ジェクト (フェーズⅡ) にかかる国内支援業務	山内和也	独立行政法人国際 協力機構	15,664
特別史跡キトラ古墳保存対策等調査業務	石崎武志	文化庁	40,507
国宝高松塚古墳壁画恒久保存対策に関する調査等業務	石崎武志	文化庁	43,943
文化遺産国際協力コンソーシアム事業	川野邊渉	文化庁	44,911
文化遺産国際協力拠点交流事業	川野邊渉	文化庁	28,996
文化遺産保護国際貢献事業 (専門家交流)	川野邊渉	文化庁	9,933

研究課題	研究代表者	依頼元	受入額
ユネスコ／日本信託基金 タンロン・ハノイ文化遺産群の保存事業	友田正彦	ユネスコ・ハノイ事務所	\$194,000
ユネスコ／日本信託基金 シルクロード世界遺産登録のための支援事業	山内和也	ユネスコ・アルマティ事務所	\$46,000
宮城県内被災ミュージアム等所蔵資料再生事業	石崎武志	宮城県ミュージアム復興事業実行委員会	5,652

(4) 共同研究等一覧

(単位：千円)

研究課題	相手先	担当部局	金額	区分
日光社寺の害虫モニタリングと被害防止対策の研究	財団法人日光社寺文化財保存会	保存修復科学センター	2,500	受入
京都市内出土資料の文化財科学的な調査研究	財団法人京都市埋蔵文化財研究所	保存修復科学センター	300	受入
航空資料保存の研究	財団法人日本航空協会	保存修復科学センター	400	受入
都久夫須麻神社本殿蒔絵塗装の保存修復科学的な調査研究	宗教法人都久夫須麻神社	保存修復科学センター	300	受入
瑞巖寺本堂の欄間彩色や塗装に関する文化財科学的な調査研究	宗教法人瑞巖寺	保存修復科学センター	300	受入
絹本文化財の修復に使用する紫外線劣化絹に関する研究	一般社団法人国宝修理装演師連盟	保存修復科学センター	300	受入
文化財情報サービスにおける連想検索の活用研究	国立情報学研究所	企画情報部	1,400	申込

(5) 助成金一覧

(単位：千円)

研究課題	助成元	担当部局	受入額
南蛮漆器の生産体制と生産技術に関する基礎的研究（平成22～23年度）	公益財団法人出光文化福祉財団	保存修復科学センター	1,380
近世初期風俗画の描写性についての調査研究	公益財団法人出光文化福祉財団	企画情報部	1,460
イスラム時代のフルブック都城址出土の壁画断片の保存修復	公益財団法人住友財団	文化遺産国際協力センター	1,980
古代墳墓の発掘保護に関する日中共同研究（3年計画の1年目）	公益財団法人文化財保護・芸術研究助成財団	保存修復化学センター	1,500

研究課題	助成元	担当部局	受入額
桃山文化期における建造物蒔絵塗装の保存修復科学的研究	公益財団法人文化財保護・芸術研究助成財団	保存修復化学センター	1,200
仏堂内仏画彩色の材質・技法に関する基礎的研究	財団法人仏教美術協会	保存修復化学センター	490
佛光寺本『善信聖人親鸞伝絵』の調査研究	メトロポリタン東洋美術研究センター	企画情報部	700

(6) 寄付金受入一覧

(単位：千円)

研究課題	寄付者	担当部局	受入額
東京文化財研究所の文化財保存事業のため	村上隆	保存修復科学センター	3,000
東京文化財研究所における研究事業の助成	株式会社東京美術倶楽部	企画情報部	1,000
東京文化財研究所における研究成果の公表（出版事業）	東京美術商協同組合	企画情報部	1,000

年度内主要事業一覧

期 日	事 業 名
23. 4.15	東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会
23. 4.20	独立行政法人国立文化財機構外部評価委員会研究所調査研究等部会
23. 5.10	被災文化財レスキュー事業 情報共有・研究会（第1回）「被災文化財救済の初期対応の選択肢を広げる—生物劣化を極力抑え、かつ後の修復に備えるために」
23. 5.18	文部科学省評価委員会国立文化財機構部会視察
23. 5.25	独立行政法人国立文化財機構外部評価委員会総会（東京国立博物館）
23. 6. 1	在外日本古美術品保存修復協力事業運営委員会（第2回）
23. 6. 7～ 6.19	特集陳列「海外の日本美術品の修復」展（東京藝術大学大学美術館）
23. 6.24	アルメニア共和国文化省との文化遺産保護のための協力に関する合意書の締結
23. 6.27	キルギス共和国科学アカデミー—歴史文化遺産研究所との文化遺産保護のための協力に関する合意書の締結
23. 6.27	保存担当学芸員フォローアップ研修
23. 7. 6	文部科学省独立行政法人評価委員会国立文化財機構部会（文化庁）
23. 7.11	文化遺産国際協力コンソーシアム第9回研究会「文化遺産保護と経済開発協力との有機的連携を目指して」—『人間の安全保障』アプローチの可能性—
23. 7.11～ 7.22	博物館・美術館等保存担当学芸員研修
23. 7.16～ 8.28	共催展「近代日本洋画の巨匠 黒田清輝展」（北海道釧路市立美術館）
23. 7.26	第2回東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会
23. 7.27	アジャンター遺跡の保存修復にむけた専門家会議2011
23. 8. 9	日韓無形文化遺産学術発表会
23. 8.29～ 9.16	国際研修「紙の保存と修復」2011（九州国立博物館）
23. 9. 3～ 9. 5	第35回文化財の保存と修復に関する国際研究集会「染織技術の伝統と継承—研究と保存修復の現状—」（東京国立博物館）
23. 9.12～ 9.13	大エジプト博物館保存修復センタープロジェクト「微生物管理研修」
23. 9.29	第5回伝統的修復材料および合成樹脂に関する研究会「建築文化財における伝統的な塗料の調査と修理」
23.10.16	文化遺産国際協力コンソーシアムシンポジウム「文化遺産を危機から救え～緊急保存の現場から～」（東京国立博物館）
23.10.22	第6回無形文化遺産部公開学術講座「東大寺二月堂 修二会（お水取り）の記録—東京文化財研究所無形文化遺産部所蔵記録をめぐって」（東京国立博物館）
23.10.23	東日本大震災チャリティーシンポジウム「世界遺産・平泉に学ぶ—世界遺産と都市—」（東京国立博物館）
23.11. 1～11. 6	黒田記念館特別公開
23.11.11～11.12	第45回オープンレクチャー「モノ／イメージとの対話」
23.11.14～11.18	在外日本古美術品保存修復協力事業における漆工品の修復に関するワークショップ（ケルン東洋美術館）
23.11.15～11.23	在外日本古美術品保存修復協力事業における紙の修復に関するワークショップ（ベルリン国立博物館アジア美術館）
23.11.16～11.17	第16回資料保存地域研修（熊本市現代美術館）
23.12. 6～12. 8	バーミヤーン遺跡保存事業に関する第10回専門家会議
23.12. 9、12.11	国際シンポジウム「大仏破壊から10年 世界遺産バーミヤーン遺跡の現状と未来」（東京国立博物館、龍谷大学アバンティ響都ホール）
23.12.12	第3回東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会

期 日	事 業 名
23.12.16	第6回無形民俗文化財研究協議会「震災復興と無形文化—現地からの報告と提言」(東京国立博物館)
24. 1.23	防災訓練
24. 2.10	第25回近代の文化遺産の保存修復に関する研究会「近代建築に使用されている油性塗料に関して」
24. 2.15	文化遺産国際協力コンソーシアム イリーナ・ボコバ ユネスコ事務局長 講演会「ユネスコの文化遺産保護政策」
24. 2.16	文化財保存修復手法の国際的研究「海外における日本の装演修理技術利用に関する研究会」
24. 2.17	「文化財の保存環境を考慮した博物館の省エネ化」に関する研究会—博物館・美術館におけるエネルギー削減—
24. 2.21～ 4. 1	特集陳列 黒田清輝—作品に見る「憩い」の情景(東京国立博物館)
24. 2.26～ 2.27	大エジプト博物館保存修復センタープロジェクト学術シンポジウム基調講演
24. 2.27	「アルメニア歴史博物館における文化財保存修復に関する交流事業」研究会
24. 3. 5	メラニー・トレーデ氏講演会「「文化的記憶」としての八幡縁起の絵画化—その古為今用」
24. 3.12	モンゴル・ヘンティ県の石質文化財の保存に関する拠点交流事業報告会
24. 3.15	研究会「キルギス共和国の文化遺産」
24. 3.16	文化遺産国際協力コンソーシアム平成23年度総会及び第10回研究会「文化遺産保護の国際動向」
24. 3.19	第4回東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会

6. 独立行政法人国立文化財機構の中期目標

平成23年4月1日
文部科学大臣認可

(序文)

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十九条の規定により、独立行政法人国立文化財機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

(前文)

独立行政法人国立文化財機構（以下「機構」という。）は、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図るため、多数の国宝・重要文化財をはじめとする有形文化財を収集・保存・管理・展示し、次代へ継承するとともに、文化財に関する調査・研究を行い、併せて国内外に我が国の歴史・伝統文化を発信することを使命とし、その機能を果たすナショナルセンターである。

このため機構は、①歴史・伝統文化の保存と継承の中核的拠点として、体系的・通史的に収蔵品を整備し、次代へ継承すること、②機構が有する文化財を活用し、歴史・伝統文化について国内外に発信すること、③我が国の文化財研究の中核的研究機関として、貴重な文化財を次代へ継承していくために必要な知識・技術の基盤を形成するための研究を行い、その成果の普及と活用を促進すること、④文化財の保存科学・修復技術等及び国際協力等の我が国の中核的研究機関として、機構の有する人的・物的資源を最大限活用し、一体性を確保し、調査・研究を行うこと、⑤アジア太平洋地域における無形文化遺産保護に係る調査・研究を行うこと、⑥国立博物館が有する収蔵品や人材を活用し、我が国の博物館の中核として、公私立博物館を含めた博物館全体の活動の活性化に寄与することが引き続き必要である。

機構は、これらの役割を果たすため、法人運営を機動的かつ効果的に展開し、文化財の収集・保存・管理・展示及び文化財に関する調査・研究、これらに関する教育普及事業等の一層の充実に努めるものとする。

I 中期目標の期間

機構が実施する業務は、長期的な視点に立つて企画・実施する有形文化財の収集・展示、多大の労力と時間を必要とする多種多様な文化財の特質の解明や文化財に関する膨大な資料の収集・整理・分析等であり、計画、準備から成果が得られるまでに長期間を要するものが多い。これらの業務を踏まえ、中期目標の期間は、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間とする。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 歴史・伝統文化の保存と継承の中核的拠点としての収蔵品の整備と、次代への継承

(1) 国の文化財保護政策との整合性、一体性を保ちつつ機構の設置する博物館各館の役割・任務に沿って収集方針を定め、これに基づき、計画的かつ適時適切な購入と寄贈・寄託の受入れを進め、体系的・通史的にバランスのとれた収蔵品の充実と保全を図ること。

(2) 収蔵品全体を常時、適切な保存及び管理環境下に置くこと。特に、施設の老朽化、耐震対策に計画的かつ速やかに取り組み、収蔵品と人の安全を守る施設・設備の整備を図ること。

(3) 収蔵品の保存技術の向上に努めること。

2 文化財を活用した歴史・伝統文化の国内外への発信

文化財を活用して日本及びアジア諸地域の歴史・伝統文化を国内外へ発信するため、展示、教育活動、広報の充実に努めること。

(1) 展覧事業の充実

我が国の中核的拠点として、展覧事業については常に点検・評価を行うなど改善への取組みを進め、日本及びアジア諸地域の歴史・伝統文化を国内外に発信し、これらについての理解促進に寄与するものとなるように努めること。

①展覧事業の中核である平常展は、歴史・伝統文化についての理解に資するよう、体系的・通史的な展示に努めるとともに、各館の収蔵品を法人全体として有効活用した魅力ある展示を行うこと。また、より多くの方々に我が国の歴史・文化財の理解を深めてもらうため、来館者の増加に努めること。さらに海外からの来訪者が必ず訪れる博物館を目指し、魅力ある展示と展示に関する説明を一層充実させること。

②特別展等については、国内外の博物館と連携した我が国の中核的拠点にふさわしい質の高い展示を行うこと。また、展示方法、解説などについて機構の人的資源を最大限に生かした魅力あるものを提供すること。また、展示内容・展覧環境を踏まえた適切な来館者数の確保に努めること。

③海外に向けても機構の各博物館の収蔵する日本の優れた文化財と優れた人材を活用して、我が国の歴史と伝統文化を紹介する機会の拡充に努めること。

(2) 教育活動の充実

日本及びアジア諸地域の歴史・伝統文化の理解促進に寄与するよう、子どもから成人まで、対象に応じた多彩な学習機会の提供を実施し、ボランティアを育成し、教育活動の充実に努めるとともに、次代の博物館事業を担う人材育成に寄与すること。

(3) 快適な観覧環境の提供

国民に親しまれ、他の館の見本となる施設を目指し、来館者の立場に立った観覧環境の整備や観覧料金及び開館時間の弾力化などの利用者の要望を踏まえた管理運営を行い、来館者の期待に応えること。

(4) 文化財情報の発信と広報の充実

文化財情報の蓄積と発信の充実に努めるとともに、展示及び各種事業に関し、積極的な広報に努めること。

3 我が国における博物館の中核として博物館活動全体の活性化に寄与

博物館の中核として我が国における博物館の先導的役割を果たすとともに、海外の博物館とも積極的に交流を図り、国内外の博物館活動全体の活性化に寄与する。

(1) 収蔵品等に関する調査・研究の成果を多様な方法により積極的に公表し、広く博物館関係者の知見の向上に資すること。

(2) 国内外の博物館関係者及び文化財とその活用に関する専門家と積極的に学術・人物交流等を行い、国際的な博物館の拠点となることを目指すこと。

(3) 国内外の文化財の保存・修理に関する人材育成に寄与すること。

(4) 国内外の博物館等の展覧事業の活性化を支援するため、収蔵品の貸与を実施すること。

(5) 全国の博物館等の運営に対する援助、助言を行うとともに、博物館関係者の情報交換・人的ネットワークの形成等に努めること。

4 文化財に関する調査及び研究の推進

我が国唯一の文化財に関する総合的な研究機関として、文化財に関する以下の調査・研究を行い、貴重な文化財を次代へ継承していくために必要な知識・技術の基盤の形成に寄与すること。

(1) 文化財の各分野に関する基礎的・体系的な調査・研究や、総合的な視点に基づく文化財の調査・研究手法の開発等を推進することにより、国及び地方公共団体における文化財保護施策の企画立案及び文化財の評価等に係る業務の基盤形成に寄与すること。

(2) 文化財の研究に関する調査手法の拡充と新たな技術開発を推進すること。

(3) 最新の科学技術の活用による保存科学に関する先端的な調査・研究や、伝統的な修復技術、製作技法、利用技法に関する調査・研究を通じて、文化財の保存・修復に係る技術・技法や材料の開発・評価等を推進

し、文化財の保存や修復の質的向上に寄与すること。

(4) 国や地方公共団体の要請に応じて、我が国の文化財保護政策上重要かつ緊急性の高い文化財の保存・修復に係る実践的な調査・研究を実施すること。

(5) 有形文化財の収集・保存・管理・展示・教育活動等に必要調査・研究を計画的に実施すること。

5 文化財保護に関する国際協力の推進

文化財の保護に関する国際協力の拠点としての位置づけを明確化するとともに、その機能の充実を図り、我が国の国際貢献に寄与すること。

(1) 研究機関間の連携強化や共同研究、研究者間の情報交換の活発化、継続的な国際協力のネットワークの構築、アジア諸国等における文化財の保護協力、技術移転・専門家養成等の支援等、有機的・総合的な事業展開を行い、人類共通の財産である文化財の保護に関する国際協力を通じて、我が国の国際貢献に寄与すること。

(2) 平成23年度にアジア太平洋無形文化遺産研究センターを開設し、同地域における無形文化遺産保護に寄与すること。

6 情報資料の収集・整備及び調査研究成果の発信

国際化の推進を図るためインターネット等による情報発信を強化し、調査・研究の成果について、迅速な報告書の発行、利用価値の高いデータベースの構築等により、適時適切な公表を推進するとともに、施設の有効活用を図ることにより、研究者をはじめ広く社会に還元すること。

7 地方公共団体への協力等による文化財保護の質的向上

我が国の文化財に関する調査・研究の中核として、これまでの調査・研究の成果を活かし、地方公共団体や大学、研究機関とのネットワークや連携協力体制を構築し、機構が行った調査・研究成果の発信等を通じて、文化財に関する協力・助言の円滑かつ積極的な実施を図り、我が国全体の文化財の収集・展示、調査・研究の質的向上に寄与すること。また、地方公共団体等の指導者層を主たる対象とする高度な研修事業や、若手研究者の育成に寄与するため実践的な連携大学院教育を実施し、今後の我が国の文化財保護における中核的な人材を育成すること。

Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項

1 一般管理費等の削減

業務運営に関しては、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）等を踏まえ、国立文化財機構の活性化が損なわれないよう十分配慮しつつ、一層の業務の効率化を推進することにより、文化財購入等の効率化になじまない特殊要因経費を除き、中期目標の期間中、一般管理費については15%以上、業務経費についても5%以上の効率化を図ること。ただし、人件費については次項に基づいた効率化を図る。

なお、19年度の法人統合に伴い、機構の業務運営に際しては、平成23年度までの統合後5年間で、19年度一般管理費（物件費）の10%相当の経費削減を図ること。

2 給与水準の適正化等

給与水準については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成22年11月1日閣議決定）を踏まえ、国家公務員の給与水準等を十分考慮して、検証したうえで、業務の特殊性を踏まえた適切な目標水準・目標期限を設定し、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表すること。

総人件費についても、平成23年度はこれまでの人件費改革の取組を引き続き着実に実施するとともに、平成24年度以降は、今後進められる独立行政法人制度の抜本的な見直しを踏まえ、厳しく見直すこと。

3 契約の適正化の推進

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施し、一層の競争性と透明性の確保に努め、契約の適正化を推進するとともに外部委託の活用等により、定型的な管理・運營業務の効率化を図ること。

4 保有資産の有効利用の推進

保有資産については、その必要性や規模の適切性についての検証を適切に行うとともに、本来業務に支障のない範囲で有効利用の推進を図ること。

5 内部統制の充実・強化

(1) 法令等を遵守するとともに、業務の特性や実施体制に応じた効果的な統制機能の在り方を検討し、内部統制の充実・強化を図ること。

(2) 外部有識者も含めた事業評価の在り方について適宜、検討を行いつつ事業評価を実施し、その結果を組織、事務、事業等の改善に反映させること。

(3) 管理する情報の安全性向上のため、政府の方針を踏まえた適切な情報セキュリティ対策を推進し、必要な措置をとること。

IV 財務内容の改善に関する事項

入場料収入、寄付金等による自己収入の確保、予算の効率的な執行等に努め、適切な財務内容の実現を図ること。

1 自己収入の増加

入場料収入、寄付金等の外部資金、本来業務に支障のない範囲で施設の有効利用により自己収入を確保することで財源の多様化を図り、法人全体として積極的に自己収入の増加に向けた取り組みを進めること。

また、自己収入額の取り扱いにおいては、各事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営に努めること。

2 固定的経費の節減

管理業務の節減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図ること。

V その他業務運営に関する重要事項

1 施設・設備に関する計画

各施設の安全かつ良好な施設環境を維持するとともに、業務の目的・内容に適切に対応するため長期的視野に立った施設・設備の整備計画、研究機器の整備・更新計画を作成し、整備を図ること。

2 人事に関する計画

人事管理、人事交流の適切な実施により、内部管理事務の改善を図り、効率的かつ効果的な業務運営を行うため、非公務員化のメリットを活かした制度を活用すること。

また機構の将来を見据え、専門スタッフの配置などの計画的な確保・育成を図ること。

7. 独立行政法人国立文化財機構の中期計画

平成23年4月1日

(序文)

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十条の規定により、独立行政法人国立文化財機構が中期目標を達成するための中期計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。

(基本方針)

独立行政法人国立文化財機構（以下「機構」という。）は、我が国における文化財保護政策の一翼を担い、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図るため、有形文化財の収集・保存・管理・展示等の中核的拠点となる博物館の運営を行う。

また、文化財の研究を多様な手法により実施する。特に文化財の保存・修復等に関する研究の中核的拠点を形成しつつ研究に取り組むこととする。

さらに、調査・研究成果の国民への公開、文化財担当者の研修、地方公共団体等への助言等を行うとともに、文化財とその活用に関する国際交流や国際協力を積極的に推進する。

このため、機構の7施設において、文化財の収集・保存・管理・修理・展示、調査・研究、教育普及事業を有機的・体系的に行い、日本及びアジア諸地域の歴史・伝統文化に係る博物館の中核的な拠点、保存科学・修復技術等に関する研究・支援及び文化財の保護に関する国際協力活動等の中核的な拠点、さらにアジア太平洋地域における無形文化遺産保護を強化する拠点としての役割を果たしていく。

各施設の役割・任務は以下のとおりである。

(東京国立博物館)

我が国の人文系の総合的な博物館として、日本を中心にして広くアジア諸地域にわたる有形文化財について、収集、保存、管理、展示、調査・研究、教育普及事業等を行う。

(京都国立博物館)

平安時代から江戸時代の京都文化を中心とした文化財について、収集、保存、管理、展示、調査・研究、教育普及事業等を行う。

(奈良国立博物館)

仏教美術及び奈良を中心とした文化財について、収集、保存、管理、展示、調査・研究、教育普及事業等を行う。

(九州国立博物館)

日本とアジア諸地域との文化交流を中心とした文化財について、収集、保存、管理、展示、調査・研究、教育普及事業等を行う。なお、事業の実施に当っては、福岡県等と連携協力を行う。

(東京文化財研究所)

我が国の文化財の研究を、基礎的なものから先端的・実践的なものまで、多様な手法により行い、その成果を積極的に公表する。また、文化財担当者の研修、地方公共団体への専門的な助言を行う。さらに、保存科学・修復技術に関する我が国の拠点としての役割を果たす。

また、世界の文化財保護に関する国際的な研究交流、保護事業への協力、専門家の養成、情報の収集と活用等を実施し、文化財保護における国際協力の拠点としての役割を担う。

(奈良文化財研究所)

遺跡・建造物・庭園等土地に結びついた文化財及び南都諸大寺及び近畿周辺を中心とした古社寺等における文化財並びにその保存・活用を図るために発掘・調査・研究を行うとともに、全国各地の発掘調査・建造物修理・遺跡整備等に対する協力・助言及び地方公共団体等の文化財担当者を主たる対象とした研修、飛鳥資料館・平城宮跡資料館等における調査・研究成果の公表、文化財に関する情報・資料の収集・公開等の業務を推進する。

また、アジア諸地域の遺跡・建造物等土地に結びついた文化財に関する国際的な研究交流、保護事業への協力、専

門家の養成、情報の収集と活用等を実施する。

(アジア太平洋無形文化遺産研究センター)

アジア太平洋地域における無形文化遺産保護に寄与するため、アジア太平洋無形文化遺産研究センターを23年度に設置し、同地域における無形文化遺産の保護に関する調査・研究を推進する。

I 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 歴史・伝統文化の保存と継承の中核的拠点としての収蔵品の整備と、次代への継承

(1)－1 体系的・通史的にバランスのとれた収蔵品の蓄積を図る観点から、次に掲げる各館の収集方針に沿って、外部有識者の意見等を踏まえ、適時適切な収集を行う。また、そのための情報収集を行う。

(東京国立博物館)

日本を中心に広くアジア諸地域にわたる美術、考古資料及び歴史資料等を収集する。

(京都国立博物館)

京都文化を中心とした美術、考古資料及び歴史資料等を収集する。

(奈良国立博物館)

仏教美術及び奈良を中心とした美術、考古資料及び歴史資料等を収集する。

(九州国立博物館)

日本とアジア諸地域との文化交流を中心とした、美術、考古資料及び歴史資料等を収集する。

(1)－2 収蔵品の体系的・通史的なバランスに留意し、寄贈・寄託品の受け入れを推進するとともに、積極的に活用する。また、既存の寄託品については、継続して寄託することを働きかけ、積極的に活用する。

(2)－1 国民共有の貴重な財産である文化財を永く次世代へ伝えるため、収蔵品の保存・管理を徹底する。現状を確認の上、写真・管理データを蓄積して、展示・研究等の業務に活かし、博物館活動を充実する。

(2)－2 展示場、収蔵庫の老朽化に対応するとともに、温湿度、生物生息、空気汚染、地震等への対策を計画的かつ速やかに実施し、保存・管理・活用のための環境整備を行う。

(3)－1 修理を要する収蔵品等は、機構の保存科学及び修復技術担当者の連携の下、伝統的な修理技術とともに科学的な保存技術の成果を適切に取り入れながら、緊急性の高い収蔵品等から順次、計画的に修理する。

(3)－2 国立博物館の文化財保存修理所の整備・充実に努める。

(3)－3 収蔵品、寄託品の増加に伴う収蔵スペースの確保及び収蔵品の調査・研究並びに修理に伴う調査・研究のための基本設備の充実を図る。

2 文化財を活用した歴史・伝統文化の国内外への発信

文化財を活用して日本及びアジア諸地域の歴史・伝統文化を国内外へ発信するため、展示、教育活動、広報の充実を図るとともに、政府の観光政策と連動した観光資源としても活用を図る。

(1) 展覧事業の充実

我が国の中核的拠点として、展覧事業については、常に点検・評価を行い国民のニーズ、学術的動向等を踏まえた質の高いものを実施するとともに、展覧会を開催するにあたっては、開催目的、期待する成果、学術的意義を明確にし、国際文化交流に配慮するなど魅力あるものとする。

また、見やすさ分かりやすさに配慮した展示及び解説や音声ガイド等の導入を行うことにより、日本及びアジア諸地域の歴史・伝統文化についての理解を深めるものとなるよう工夫する。

①－1 平常展は、展覧事業の中核と位置付け、各国立博物館の特色を十分に発揮した体系的・通史的なものとするとともに、最新の研究成果を基に、日本及びアジア諸地域の歴史・伝統文化の理解の促進に寄与する展示を実施し、国内外からの来館者の増加を図る。

なお、京都国立博物館においては、耐震化を図るための平常展示館建て替え終了後、国際文化観光都市・京都において京都文化発信の核となる博物館を目指した平常展を平成26年度までに開催する。

①－2 展示に関する説明を一層充実させることに努め、作品キャプションについては全てに英語訳を付すととも

に、展示テーマ毎にその時代背景等を説明した外国語パネル等を80%以上設置する。

②特別展等については、国内外の博物館と連携した我が国の中核的拠点にふさわしい質の高い展示を行う。また、積年の研究成果の発表や時機に合わせた展示を企画し、国民の知的好奇心を刺激する展示を実施する。

特別展の来館者数については、展示内容・展覧環境を踏まえた目標を設定し、その達成に努める。なお、展覧会来館者の満足度を常に把握し改善を図る。特別展等の開催回数は概ね以下のとおりとする。

(東京国立博物館)

年3～4回程度

(京都国立博物館)

年2～3回程度

(奈良国立博物館)

年2～3回程度

(九州国立博物館)

年2～3回程度

③海外からの要請等に応じて、海外において展覧会等を行うことにより、日本の優れた文化財をもとにした歴史と伝統文化を紹介する。

(2) 教育活動の充実

日本及びアジア諸地域の歴史・伝統文化の理解促進に寄与するよう、機構の人的資源・物的資源・情報資源を活用した教育活動を実施する。

①学校、社会教育関係団体、国内外の博物館等と連携協力しながら、講演会、作品解説、スクールプログラム、ワークショップ等の学習機会を提供する。また、参加者数についてはその都度、目標を設定する。

②教育活動の充実に寄与するようボランティアを支援する。また、企業との連携や友の会活動の活性化に等により博物館支援者の増加を図る。

③大学との連携事業、各種セミナー、インターンシップ等の実施を通じて人材育成に寄与する。

(3) 快適な観覧環境の提供

国民に親しまれる施設を目指し、来館者の立場に立った観覧環境の整備や利用者の要望を踏まえた管理運営を行う。

①施設のバリアフリー化、各種案内の充実、研修等の実施等を通じて、高齢者、障がい者、外国人等の利用にも配慮した快適な観覧環境の提供を行う。

②一般来館者を対象とする満足度調査及び専門家からの批評聴取等を定期的実施する。調査結果から来館者のニーズを把握し、観覧料金及び開館時間の弾力化などの管理運営の改善を行う。また、施設の収容力に応じた来館者数を確保するとともに、混雑時の対応を含め利用者に配慮した運営を行う。

③ミュージアムショップやレストラン等のサービスについては利用者の意見を収集し、改善する。

(4) 文化財情報の発信と広報の充実

①収蔵品等の文化財その他関連する資料の情報について、永く後世に記録を残すために、データ整備及びデジタル化を推進する。また、整備したデータを公開するウェブサイトなどの公開システムの充実を行う。公開データの件数は継続的に増加させる。

収蔵品等に関するデジタル化件数は、その都度目標を設定する。

②美術史・考古学・博物館学その他の関連諸学に関する基礎資料及び国内外の博物館等に関する情報及び資料について広く収集し、蓄積するとともに、情報の発信と、レファレンス機能を充実させる。

③展示や教育事業等について、個々の企画の目的、対象、内容、学術的な意義を踏まえて広報計画を策定し、情報提供を行う。

④広報印刷物やウェブサイト等の自主媒体の活用及びマスメディアとの連携強化等により、積極的な広報を行う。

⑤ウェブサイトアクセス件数のカウントの統一を図り、アクセス件数の向上を図る。

3 我が国における博物館の中核として博物館活動全体の活性化に寄与

博物館の中核として我が国における博物館の先導的役割を果たすとともに、海外の博物館とも積極的に交流を図り、国内外の博物館活動全体の活性化に寄与するため、以下の事業を実施する。

(1) 収蔵品等に関する調査・研究の成果を図版目録、研究紀要、学術雑誌並びに展覧会に関わる刊行物などで発表するとともに、こうした刊行物の電子書籍化及びインターネットでの公開を行う。

(2) 文化財とその活用等に関する博物館活動について、先進的かつ有用な情報を集積するため、海外の優れた研究者を招聘し国際シンポジウムや研究会・共同調査等を実施する。また職員を海外の博物館・文化財研究所等の研究機関及び国際会議等に派遣する。

(3) 保存科学、修理技術及び博物館関係者等を対象とした研修プログラムを関係機関と連携しながら検討、実施する。

(4) 収蔵品については、その保存状況を勘案しつつ、公私立の博物館等の要請に対し、展示等の充実に寄与するため貸与を実施する。

(5) 公私立博物館等に対する援助・助言を行うとともに、博物館関係者の情報交換・人的ネットワークの形成等を行う。

4 文化財に関する調査及び研究の推進

貴重な文化財を次代へ継承していくために必要な知識・技術の基盤の形成に寄与するため、以下の調査・研究を行う。

(1) 文化財に関する基礎的・体系的な調査・研究の推進

国内外の機関との共同研究や研究交流を含め、文化財に関する基礎的・体系的な調査・研究として、国内外の機関との共同研究や研究交流も含めて以下の課題に取り組み、国・地方公共団体における文化財保護施策の企画・立案、文化財の評価等に関する基盤の形成に寄与する。

①我が国の美術を中心とする有形文化財及びそれに係わる諸外国の文化財に関し調査・研究を実施する。

②我が国の歴史、文化の究明及び理解の促進等を図るため、歴史資料・書跡資料等に関する調査・研究を実施する。

③歴史的建造物の保存・活用の促進等を図るため、建造物及び伝統的建造物群に関する調査・研究を実施する。

④無形文化遺産の伝承・公開の基盤の形成等を図るため、無形文化財、無形民俗文化財、文化財保存技術に関する調査・研究を実施する。

⑤文化財の保存に加え、地域振興・国際的動向の観点も含めた活用の促進等を図るため、記念物に関する調査・研究を実施する。

⑥古代日本の都城の解明等を図るため、平城宮跡、藤原宮跡及び飛鳥地域における宮跡その他の遺跡に関する調査・研究を実施する。

⑦文化的景観の文化財としての概念の定着と保存・活用の促進等を図るため、文化的景観に関する調査・研究を実施する。

⑧遺物及び遺構の保存・活用の促進等を図るため、埋蔵文化財に関する調査・研究を実施する。

(2) 文化財の研究に関する調査手法の研究・開発の推進

文化財の調査手法に関する研究・開発を推進し、文化財を生み出した文化的・歴史的・自然的環境等の背景やその変化の過程を明らかにすることに寄与する。

①文化財の現状及び経年変化等の記録や解析に応用するため、デジタル画像の形成方法等について研究・開発を実施する。

②遺跡調査の質的向上及び作業の効率化等を図るため、遺跡の調査手法に関する研究・開発を実施する。

③木造文化財の年代及び産地の特定等を図るため、年輪年代の調査手法に関する研究・開発を実施する。

④過去の生業活動の解明等を図るため、動植物遺存体等の調査手法に関する研究・開発を実施する。

(3) 科学技術の活用等による文化財の保存科学や修復技術に関する中核的な支援拠点として、先端的調査研究等の推進

最新の科学技術の活用による保存科学に関する先端的な調査及び研究や、伝統的な修復技術、製作技法、利用技法に関する以下の調査・研究に取り組むことにより、文化財の保存や修復の質的向上に寄与する。

①大規模燻蒸に替わるカビ対策のシステム化等を図るため、文化財における生物被害の予防と対策に関する調査・研究を実施する。

②文化財の状態の安定化等を図るため、文化財の保存環境に関する調査・研究を実施する。

③文化財の材質分析及び劣化診断の向上等を図るため、計測手法に関する調査・研究を実施する。

④屋外文化財の修復材料・技法に関する研究及び文化財の自然災害による被害軽減のため必要な調査・研究を実施する。

⑤文化財に用いられた伝統的な技法及び合成樹脂などの修復材料に関する研究を行い、成果を文化財修復や人材育成に活用する。

⑥近代文化遺産の保存のための修復材料及び技法の開発評価を行い、成果を保存修復に活用するとともに、海外研究機関との共同研究を推進する。

(4) 高松塚古墳、キトラ古墳の保存対策事業等、我が国の文化財保護政策上重要かつ緊急に保存及び修復の措置等を行うことが必要となった文化財について、国・地方公共団体の要請に応じて、保存措置等のために必要な実践的な調査・研究を迅速かつ適切に実施する。

(5) 有形文化財の収集・保存・管理・展示・教育活動等にかかる調査・研究有形文化財の収集・保存・管理・展示・教育活動等にかかる調査・研究を実施し、その保存と活用を推進することにより、次世代への継承及び我が国文化の向上に寄与する。

①適切な作品の収集・修理計画を立て、分かりやすい効果的な展示など、有形文化財の保存と活用を促進するため、所蔵品・寄託品の基礎的かつ総合的な調査を行う。

②日本の文化財及び日本の文化に影響を与えたアジア諸地域の有形文化財に関する基礎的かつ総合的な調査・研究を行う。

③平安時代から江戸時代までの京都文化を中心とした有形文化財の基礎的かつ総合的な調査・研究を行う。

④仏教美術及び奈良を中心とした有形文化財の基礎的かつ総合的な調査・研究を行う。

⑤アジアを中心に世界との交流という観点から捉えた、日本文化に関する調査・研究を行う。

⑥有形文化財の保存と活用の向上を図るため、有形文化財の保存環境・保存修復に関する調査・研究を行う。

⑦有形文化財の次世代への継承に寄与するため、文化財を活用した効果的な展示や、歴史・伝統文化の理解促進に資する教育活動等に関する調査・研究を行う。

5 文化財保護に関する国際協力の推進

文化財保護に関する国際協力に関して、以下の事業を有機的・総合的に展開することにより、人類共通の財産である文化財保護に関する国際協力を通じて、我が国の国際貢献に寄与する。

(1) 文化財の保護制度や施策の国際動向及び国際協力等の情報を収集、分析して活用する。また、国内の研究機関間の連携強化や共同研究、研究者間の情報交換の活発化を図るとともに、継続的な国際協力のネットワークを構築し、その成果をもとにアジア地域を中心とする諸外国の文化財の保護事業を推進する。

(2) 国際共同研究等を通じて諸外国の保存・修復の考え方や技術に関する研究を進め、国際協力を推進するための基盤を形成するとともに、その成果をもとにアジア地域を主とする諸外国において文化財保護事業を推進する。

(3) 文化財保護の担当者や学芸員並びに保存修復専門家を対象とした研修や専門家の派遣を通じて諸外国における文化財の保存・修復に関する人材育成と技術移転を積極的に進める。

(4) 23年度にアジア太平洋無形文化遺産研究センターを設置し、ユネスコ無形文化遺産保護条約を中心とした国際的動向の情報収集を図り、アジア太平洋地域における無形文化遺産保護に係る調査・研究の拠点として、同地域の無形文化遺産保護に関する基礎的な調査・研究を行うとともに、我が国の知見を通じて、無形文化遺産保護の国際的充実に資する。

6 情報資料の収集・整備及び調査研究成果の発信

以下のとおり、調査・研究に基づく資料の作成及び文化財に関連する資料の収集・整理・保管を行うとともに、調査・研究成果を積極的に公表・公開し、国内外の研究者や広く一般の人が調査・研究成果を容易に入手できるようにする。

(1) 文化財関係の情報を収集して積極的に発信するため、ネットワークのセキュリティの強化及び高速化等に対応した情報基盤の整備・充実を行う。

また、文化財情報の計画的収集・整理・保管及びそれらの電子化の推進による文化財に関する専門的アーカイブの拡充を行うとともに、調査・研究に基づく成果としてのデータベースの充実を行う。

(2) 文化財に関する調査・研究に基づく成果について、定期的な刊行物を刊行するとともに、公開講演会、現地説明会、国際シンポジウムの開催等により、積極的に公開・提供する。また、研究所の研究・業務等を広報するためウェブサイトの充実を図るとともに、ウェブサイトアクセス件数のカウントの統一を図り、アクセス件数の向上を図る。

(3) 平城宮跡資料館、藤原宮跡資料室、飛鳥資料館については、研究成果の公開施設としての役割を強化する観点から展示を充実させ、調査・研究成果の内容を広く一般に理解を深めてもらうことに資する。来館者数については、前期中期目標期間の年度平均（特別展示等による来館者数の著しい変動実績を除く。）以上確保する。

(4) 文化庁と国土交通省が行う平城宮跡、飛鳥・藤原宮跡等の公開・活用事業に協力し、支援を実施する。また、宮跡等への来訪者に文化財及び文化財研究所の研究成果等に関する理解を深めてもらうため、解説ボランティアを育成するとともに、NPO法人等が自主的に行う各種ボランティア事業に対して活動機会・場所の提供等の支援を行う。

7 地方公共団体への協力等による文化財保護の質的向上

我が国の文化財に関する調査・研究の中核として、これまでの調査・研究の成果を活かし、国・地方公共団体等に対する専門的・技術的な協力・助言を行うことにより、我が国全体の文化財の調査・研究の質的向上に寄与する。

また、専門指導者層を対象とした研修等を行い、文化財保護に必要な人材を養成する。

(1) 地方公共団体や大学、研究機関との連携・協力体制を構築し、これらの機関が有する文化財に関する情報の収集、知見・技術の活用、本法人が行った調査・研究成果の発信等を通じて、文化財に関する協力・助言の円滑かつ積極的な実施を行う。

(2) 文化財に関する高度な研究成果をもとに、地方公共団体等で中核となる文化財担当者に対し埋蔵文化財等に関する研修を実施するとともに、保存担当学芸員に対し保存科学に関する研修を実施する。

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 一般管理費等の削減

中期目標の期間中、一般管理費については15%以上、業務経費については5%以上の効率化を行う。ただし、文化財購入費、文化財修復費等の特殊要因経費はその対象としない。また、人件費については次項に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。

なお19年度の法人統合に伴い、機構の業務運営に際しては、平成23年度までの統合後5年間で、19年度一般管理費(物件費)の10%相当の経費を削減する。

このため、運営費交付金を充当して行う事業については、国において実施されている行政コストの効率化を踏まえ、事務、事業、組織等の見直しや、公用車の運転業務など外部委託できる業務を引き続き精査して計画的にアウトソーシングするなど業務の効率化を図る。

具体的には下記の措置を講じる。

(1) 共通的な事務の一元化による業務の効率化

(2) 計画的なアウトソーシング

(3) 使用資源の減少

・省エネルギー（エネルギー使用量は、5年計画期間中に5%削減）

- ・廃棄物減量化
- ・リサイクルの推進

2 給与水準の適正化等

国家公務員の給与水準とともに業務の特殊性を十分考慮し、対国家公務員指数については現状を維持するよう取り組み、その結果について検証を行うとともに、検証結果や取組状況を公表する。また、これまでの人件費改革の取り組みを平成23年度まで継続するとともに、平成24年度以降は、今後進められる独立行政法人制度の抜本的な見直しを踏まえ、取り組むこととする。ただし、人事院勧告を踏まえた給与改定分及び競争的資金により雇用される任期付職員に係る人件費については本人件費改革の削減対象から除く。

なお、削減対象の「人件費」の範囲は、各年度中に支給した報酬（給与）、賞与、その他の手当の合計額とし、退職手当、福利厚生費は含まない。

3 契約の適正化の推進

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき引き続き取組みを着実に実施し、文化財の購入等随意契約が真にやむを得ないものを除き、競争性のある契約への移行を推進することにより、経費の効率化を行う。また「独法の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、施設内店舗の賃借について、企画競争を導入するなど競争性と透明性を確保した契約方式とする。なお民間競争入札については、現在実施している民間競争入札の検証結果等を踏まえ、一層推進する。

4 保有資産については、その必要性や規模の適切性についての検証を適切に行うとともに、有効利用の推進を図るため、映画等のロケーションのための建物等の利用や会議・セミナーのための会議室の貸与等を本来業務に支障のない範囲で実施する。

5 内部統制の充実・強化

(1) 理事長のマネジメント強化のため業務の特性や実施体制に応じた効果的な統制機能の在り方を検討し、自己点検評価を始め監事監査、内部監査などモニタリングを行う。

(2) 外部有識者も含めた事業評価の在り方について適宜、検討を行いつつ、年1回以上事業評価を実施し、その結果は組織、事務、事業等の改善に反映させる。また、研修等を通じて職員の理解促進、意識や取り組みの改善を行う。

(3) 管理する情報の安全性向上のため、政府の方針を踏まえた情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化に取り組み、情報セキュリティ対策の向上と改善を図るため定期監査等を実施する。

Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画

管理業務の効率化を図る観点から、各事業年度において、適切な効率化を見込んだ予算による運営を行う。

また、収入面に関しては、実績を勘案しつつ、入場料収入、寄付や賛助会員等への加入者の増加、募金箱の設置などによる外部資金、映画等のロケーションのための建物等の利用や会議・セミナーのための会議室の貸与等を本来業務に支障のない範囲で実施するなど、施設の有効利用により自己収入を確保することで財源の多様化を図り、法人全体として積極的に自己収入の増加に向けた取り組みを進めることにより、計画的な収支計画による運営を行う。

1 予算（中期計画の予算）

別紙1のとおり

2 収支計画

別紙2のとおり

3 資金計画

別紙3のとおり

IV 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は、20億円

短期借入金が想定される理由は、運営費交付金の受入りに遅延が生じた場合である。

V 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分等に関する計画

なし。

VI 重要な財産の処分等に関する計画

奈良文化財研究所本館改築計画の実施に伴い取り壊し予定。

VII 剰余金の使途

決算において、剰余金が発生した時は、次の経費等に充てる。

- 1 文化財の購入・修理
- 2 調査・研究、出版事業の充実
- 3 展覧会の充実
- 4 来館者サービス、情報提供の質的向上
- 5 国際協力
- 6 老朽化対応のための施設設備の充実

VIII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の老朽化度合い等を勘案しつつ、別紙4のと通りの施設・設備に関する計画に沿った整備を推進する。

2 人事計画に関する計画

(1) 方針

①国家公務員制度改革や類似独立行政法人等の人事・給与制度改革の動向を勘案しつつ、職員の能力や業績を適切に反映できる人事・給与制度を検討し、導入する。

②人事交流を促進するとともに、職員の資質向上を図るための研修機会の提供を行う。また、効率的かつ効果的な業務運営を行うため、非公務員化のメリットを活かした制度を活用する。

③機構の将来を見据え、専門スタッフの配置などの計画的な確保・育成を行う。

(2) 人員に係る指標

給与水準の適正化等を図りつつ、業務内容を踏まえた適切な人員配置等を推進する。

中期目標期間中の人件費総額見込額

13,087百万円

但し、上記の額は、役職員に対し支給する報酬（給与）、賞与、その他の手当の合計額であり、退職手当、福利厚生費を含まない。

3 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、機構の業務運営に係る契約の期間が中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性及び資金計画の影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。

4 積立金の使途

前中期目標期間の期間の最終年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額について、次期へ繰り越した経過勘定損益影響額等に

係る会計処理に充当する。

(別紙1) 予算 (中期計画の予算)

平成23年度～平成27年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	38,692
施設整備費補助金	19,189
展示事業等収入	6,059
受託収入	130
計	64,070
支 出	
管理経費	9,929
うち人件費	3,703
うち一般管理費	6,226
業務経費	34,822
うち人件費	11,865
うち調査研究事業費	6,803
うち情報公開事業費	752
うち研修事業費	106
うち国際研究協力事業費	1,474
うち展示出版事業費	766
うち展覧事業費	12,469
うち教育普及事業費	587
施設整備費	19,189
受託事業費	130
計	64,070

【人件費の見積り】

業務部門人件費 10,062百万円

管理部門人件費 3,025百万円

但し、上記の額は、役職員に対し支給する報酬（給与）、賞与、その他の手当の合計額であり、退職手当、福利厚生費を含まない。

〔運営費交付金の算定方法〕

下記算定ルールに基づき算定。

〔運営費交付金の算定ルール〕

○運営費交付金

毎事業年度に交付する運営費交付金（A）については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = P(y) + R(y) + Pk(y) + Rk(y) + \varepsilon(y) - E(y)$$

13

A(y)：当該事業年度における運営費交付金。

$\varepsilon(y)$ ：当該事業年度における特殊要因経費。以下の経費。

・新規施設の整備・竣工、政府主導による重点施策の実施、法令改正に伴い必要となる措置、事故の発生等の事由により時限的に発生する経費であって、運営費交付金算定ルールに影響を与える規模の経費。各事業年度の予算編成

過程において、当該経費を具体的に決定。

- ・退職手当。毎事業年度に想定される全額。
- ・文化財購入費及び文化財修復費。平成22年度における当該経費の見積り額。

○業務部門人件費

毎事業年度の業務部門人件費（P）については、以下の数式により決定する。

$$P(y) = P(y-1) \times \alpha (\text{係数}) \times \sigma (\text{係数})$$

P（y）：当該事業年度における業務部門人件費。（特殊要因経費に含まれるものを除く。）

（y-1）は直前の事業年度におけるP（y）。

α：効率化係数（業務部門人件費）。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

σ：人件費調整係数。各事業年度の予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

注）当該法人における退職手当は、毎事業年度に想定される全額を運営費交付金に加算する。

○業務経費

毎事業年度の業務経費（R）については、以下の数式により決定する。

$$R(y) = R(y-1) \times \beta (\text{係数}) \times \theta (\text{係数}) \times \gamma (\text{係数})$$

R（y）：当該事業年度における業務経費。（特殊要因経費に含まれるものを除く。）

R（y-1）は直前の事業年度におけるR（y）。

β：効率化係数（業務経費）。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

θ：消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

γ：業務政策係数。自己収入に係る支出を勘案し、また事業の進展により必要経費が大幅に変わること等を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

注）当該法人における文化財購入費及び文化財修復費は、平成22年度における当該経費の見積り額と同額を運営費交付金に加算する。

○管理部門人件費

毎事業年度の管理部門人件費（Pk）については、以下の数式により決定する。

$$P_k(y) = P_k(y-1) \times \delta (\text{係数}) \times \sigma (\text{係数})$$

Pk（y）：当該事業年度における管理部門人件費。（特殊要因経費に含まれるものを除く。）Pk（y-1）は直前の事業年度におけるPk（y）。

δ：効率化係数（管理部門人件費）。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

σ：人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

注）当該法人における退職手当は、毎事業年度に想定される全額を運営費交付金に加算する。

○一般管理費

毎事業年度の一般管理費（Rk）については、以下の数式により決定する。

$$R_k(y) = R_k(y-1) \times \pi (\text{係数}) \times \theta (\text{係数})$$

Rk（y）：当該事業年度における一般管理費。（特殊要因経費に含まれるものを除く。）

Rk（y-1）は直前の事業年度におけるRk（y）。

π：効率化係数（一般管理費）。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

θ：消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における

具体的な係数値を決定。

○自己収入

毎事業年度の自己収入（受託収入等を除く。）（E）の見積り額については、以下の数式により決定する。

$$E(y) = E(y-1) \times \mu (\text{係数}) \times \lambda (\text{係数})$$

E(y)：当該事業年度における自己収入の見積り額。E(y-1)は直前の事業年度におけるE(y)。

μ ：収入政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

λ ：収入調整係数。事業の見直し等による自己収入へ影響等を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

【中期計画予算の見積りに際し使用した具体的係数及びその設定根拠】

上記算定ルール等に基づき、以下の仮定の下に試算している。

- ・運営費交付金の見積りについては、特殊要因経費を除いて、平成22年度予算額を基準額として、中期計画期間中に、人件費（業務部門人件費 $\Delta 2.99\%$ 、管理部門人件費 $\Delta 2.99\%$ （平成23年度のみ）、一般管理費物件費（ $\Delta 15\%$ ）、業務経費物件費（ $\Delta 5\%$ ）として試算。
- ・人件費の見積りについては、 σ （人件費調整係数）は変動がないもの（ $\pm 0\%$ ）として試算。
- ・ θ （消費者物価指数）は勘案せず、 γ （業務政策係数）を一律1（ $\pm 0\%$ ）として試算。
- ・退職手当については、各事業年度に想定される全額を試算。
- ・文化財購入費及び文化財修復費については、各事業年度に平成22年度における当該経費の見積り額を試算。
- ・自己収入の見積りについては、 μ （収入政策係数）は平成23年度予算額を基準として各事業年度一律1%の増額、 λ （収入調整係数）は一律1（ $\pm 0\%$ ）として試算。
- ・施設整備費補助金については、平成23年度以降の施設・設備整備計画に基づき試算。

(別紙2) 収支計画

平成23年度～平成27年度収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	33,898
経常経費	33,898
管理経費	7,178
うち人件費	3,703
うち一般管理費	3,475
業務経費	24,676
うち人件費	11,865
うち調査研究事業費	3,796
うち情報公開事業費	420
うち研修事業費	59
うち国際研究協力事業費	822
うち展示出版事業費	428
うち展覧事業費	6,959
うち教育普及事業費	327
受託事業費	130
減価償却費	1,914
収益の部	33,898
運営費交付金収益	25,795
展示事業等の収入	6,059
受託収入	130
資産見返運営費交付金戻入	1,628
資産見返物品受贈額戻入	286

(別紙3) 資金計画

平成23年度～平成27年度資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	64,070
業務活動による支出	31,984
投資活動による支出	32,086
資金収入	64,070
業務活動による収入	44,881
運営費交付金による収入	38,692
展示事業等による収入	6,059
受託収入	130
投資活動による収入	19,189
施設整備費補助金による収入	19,189

(別紙4) 施設・設備に関する計画

施設・整備の内容	予定額 (単位：百万円)	財 源
国立文化財機構施設整備費	19,189	施設整備費補助金

(脚注)

金額については見込みである。

また、施設・設備の老朽度合等を勘案した改修（更新）等が追加されることがあり得る。

8. 平成23年度独立行政法人国立文化財機構に係る年度計画

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十一条の規定により、平成23年3月31日付け22受庁財第2341号で認可を受けた独立行政法人国立文化財機構中期計画に基づき、平成23年度の業務運営に関する計画を次のとおり定める。

I 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 歴史・伝統文化の保存と継承の中核的拠点としての収蔵品の整備と、次代への継承

(1)-1 適時適切な収集

各館の収集方針に沿って、鑑査会議等で収集案を作成し、外部有識者からなる買取協議会の意見を踏まえて収集する。また、文化財の散逸や海外流出を防ぐため、内外の研究者、学芸員、古美術商等との連携を図り、迅速かつ確かな情報収集にも努め、それらを収集活動に効果的に反映していく。

(東京国立博物館)

日本を中心として広くアジア諸地域の文化の体系的陳列を目指し、絵画、書跡、彫刻、工芸、考古、歴史資料の中から重点的に購入する。

(京都国立博物館)

京都文化を中心とした絵画、彫刻、書跡、陶磁器、染織品、漆工芸品、金工品、考古資料、歴史資料の中から重点的に購入する。

(奈良国立博物館)

仏像、仏画、経典・仏教関係書跡等、仏教工芸、仏教考古資料の中から重点的に購入する。

(九州国立博物館)

日本とアジア諸国との文化交流を中心とした美術、考古及び歴史・民族資料等の中から重点的に購入する。

(1)-2 寄贈・寄託品の受け入れ及びその積極的活用

(4館共通)

1) 寄贈品及び寄託品の受け入れについては、文化庁とも連携を図り、登録美術品制度の活用を進めるなど、積極的に働きかけるとともに、平常展に必要な文化財の寄贈を受け入れる。併せて、継続的寄託及び新規寄託に努力する。

(2)-1 収蔵品の管理・保存

収蔵品の保存・管理を徹底するとともに、現状を確認の上、写真・管理データを蓄積して、展示・研究等の業務に活かし、博物館活動を充実する。

(4館共通)

1) 収蔵品を中心とした保存カルテを作成する。

(東京国立博物館)

1) 列品存在確認作業（棚卸）を継続して計画的に実施する。

2) 歴史資料・和書・古写真・ガラス乾板等の旧資料部関係品を整理し、列品として編入するための作業を進める。

(奈良国立博物館)

1) 文化財保存修理所を円滑に運用して、文化財の積極的保存を図る。

(九州国立博物館)

1) 博物館科学・保存修復諸室を計画的に運用し、文化財の積極的保存を図る。

(2)-2 施設的环境整備

展示場、収蔵庫の老朽化に対応するとともに、温湿度、生物生息、空気汚染、地震等への対策を計画的かつ速やかに実施し、保存・管理・活用のための環境を整備する。

(4館共通)

1) 収蔵品の生物被害を防止するため、IPM（総合的有害生物管理）の徹底を図る。

（東京国立博物館）

1) 東洋館の耐震補強改修工事に伴う展示環境の整備を図り、よりよい展示を目指す。

2) 本館収蔵庫の整備計画を作成しつつ、既存収蔵庫のセキュリティ強化、環境改善の工事を実施する。

3) 収蔵品の保存と展示に関する環境について全館的視野にたつて調査研究を進め、環境データの解析・蓄積を行う。

4) 展示場及び収蔵庫における地震対策の再検討と改善を図る。

5) 収蔵庫、展示室の温湿度、汚染気体など保存環境に関する年次報告を整備する。

6) 輸送中の文化財に生じる振動及び衝撃に関する計測と調査を実施する。

（京都国立博物館）

1) 引き続き、平常展示館建替工事を実施する。

2) 平常展示館建替事業の一環として建設された東収蔵庫を活用し、収蔵品の保存環境の充実を図る。

3) 特別展示館（重要文化財旧帝国京都博物館本館）の耐震調査の結果を基に、地震対策を具体的に検討する。

4) 特別展示館の環境及び当該地域の気象を勘案し、文化財への負荷を減らすことを目的とした空調のミニマムインターベンション（最小限の干渉）運用の向上を図る。

（奈良国立博物館）

1) 展示室及び展示ケースの温湿度管理について、無線LANによるデータ管理システムを更に充実させる。

2) 展示ケース内の温湿度・粉塵量などを継続的に計測し、ケースの調湿性能や気密性能の向上を図る。

3) 収蔵庫及び展示室の適正な温湿度管理の徹底を図る。

（九州国立博物館）

1) 館内の温湿度・空気質など保存環境に関するデータを蓄積する。

2) 全館的視野に立った陳列品の展示・保存環境に係る調査研究を進め、環境データの蓄積・解析を行う。

（3）- 1 収蔵品の修理

①計画的な修理及びデータの蓄積

修理、保存処理を要する収蔵品等については、外部の専門家等との連携の下、緊急性の高い収蔵品から順次、計画的に修理する。

（4 館共通）

1) 作品の応急修理に積極的に取り組み、劣化の予防に努め、緊急性の高いものから73件程度（東京：40、京都：10、奈良：8、九州15）の本格修理を実施する。

（東京国立博物館）

1) 引き続き国宝・重要文化財の中長期修理計画を策定する。

2) 保存修復関係資料（前年度修理実施分）のデータベース化を図る。（70件程度）

（京都国立博物館）

1) 文化財保存修理所修復資料のデータベース化を図る。

（奈良国立博物館）

1) 修理の中長期的計画を策定する。

2) 修理資料のデータベース化に備えて、継続して年度毎の修理データを蓄積する。

3) 寄託の継続を図る必要性の高い寄託品について修理を実施する。

（九州国立博物館）

1) 博物館科学・保存修復諸室の積極的活用を図る。

2) 修理資料のデータベース化の調査を実施する。

②科学的な技術を取り入れた修理

伝統的な修理技術とともに科学的な保存技術を取り入れた修理を実施する。

（4 館共通）

- 1) 紙本作品について、繊維同定を行い、作品の材料・技術の解明及び修理指針の検討に役立てる。
- 2) 修理前あるいは修理中に、蛍光X線分析、X線透過撮影などの光学的調査を行い、作品の材料・技術の解明及び修理指針の検討に役立てる。

(奈良国立博物館)

- 1) 木造作品について、可能なものは木材樹種同定の調査を行い、作品の材料の解明及び修理指針の検討に役立てる。

- 2) 古墳出土の甲冑片、武具等鉄製品、木造彫刻などのX線撮影及び実測図作成を順次進め、材料・技術の解明及び修理指針の検討に役立てる。

(3) - 2 国立博物館の文化財保存修理所の整備・充実に努める。

(機構本部・京都国立博物館・奈良国立博物館・九州国立博物館)

- 1) 文化財保存修理所に関する規定を整備する。

(3) - 3 収蔵品、寄託品の増加に伴う収蔵スペースの確保及び収蔵品の調査研究並びに修理に伴う調査研究のための基本設備の充実に向けた検討を行う。

- 2 文化財を活用した歴史・伝統文化の国内外への発信

- (1) 展覧事業の充実

東京、京都、奈良、九州4館それぞれの特色を活かし、国内はもとより、海外からも国立博物館を訪れたいくなるような魅力ある平常展や特別展を実施する。

- ① - 1 平常展

展覧事業の中核と位置づけ、各国立博物館の特色を十分発揮した特集陳列等を実施し、国内外からの来館者の増加を図る。

(4館共通)

平常展来館者数について、22年度末の大震災の影響を勘案し、前中期計画期間の年度平均の確保を目指す。

(東京国立博物館)

ア 定期的な陳列替の実施(年4,000件程度)

イ 陳列総件数約5,500件(東洋館閉館のため)

ウ 本館「日本美術の流れ」を始めとする日本美術関係の展示、平成館の日本考古展示の更なる充実を図る。

エ 平成24年度の東洋館開館に向け準備を進める。

オ 特集陳列

平成23年度は東洋館が改修工事のため通年休館となり、特集陳列を実施する展示場が減少するため特集陳列の数は例年より減らざるをえない。東洋館展示の代替として、本館においても東洋美術・考古の特集展示を実施する。

カ 文化庁関係企画

・「平成23年 新指定 重要文化財」(仮称)(4月26日～5月8日)

平成23年に新たに重要文化財に指定される文化財を展示する。

(京都国立博物館)

平常展示館建替工事に伴い、平常展は休止する。これに替えて、静岡県立美術館にて「京都国立博物館名品展 京都千年の美系譜 - 祈りと風景」を開催(特別協力、10月22日～12月4日)するとともに、細見美術館にて当館所蔵品による特別展「宮廷のオートクチュール」を開催する。(特別協力、10月1日～11月27日)また、博物館・美術館への収蔵品の貸与を積極的に進め、ウェブサイトで情報を公開する。

(奈良国立博物館)

ア 活発な収集と新しい資料の発掘により名品展(平常展)の充実を図る。

・西新館考古・絵画・書跡・工芸部門の名品展

昨年度の耐震工事に伴い、展示ケースや照明等の設備を一新したところであり、この充実した設備を最大限活用し、より快適な鑑賞環境を提供する。

・なら仏像館（1～13室）彫刻部門の名品展

昨年度実施した照明設備工事により、より魅力ある展示が行える空間となったことを活かし、奈良を中心に伝来した優れた仏像等彫刻の美をアピールしていく。

・青銅器館（中国青銅器の名品展）

昨年度実施したリニューアル工事の成果を活かし、国内における屈指の青銅器コレクションの魅力を一押ししていく。

・特集展示コーナー等を設け、観覧者の関心を喚起する。

イ 定期的な陳列替の実施（年400件程度）

ウ 陳列総件数約700件

エ 特別陳列により名品展の充実を図る。

独創的な研究テーマ及び地域に密着した研究テーマによる特別陳列の充実

・「初瀬にまずは与喜の神垣—與喜天満神社の秘宝と神像—」（7月16日～8月28日）

・「おん祭と春日信仰の美術」（12月上旬～平成24年1月中旬）

・「お水取り」（平成24年2月上旬～3月中旬）

（九州国立博物館）

ア 定期的な陳列替の実施（年1,100件程度）

イ 陳列総件数約1,700件

ウ 文化交流展（平常展）の部分的なリニューアルによって充実を図る。

エ トピック展示により、独創的なテーマ及び地域に密着したテーマを掘り下げる（日程はいずれも予定）。

・「日本とタイ ふたつの国の巧と美」（関連9～11室 4月12日～6月5日）

・「館蔵水墨画名品展」（関連11室 9月28日～11月6日）

・「檀王法林寺展」（仮称）（関連9、10室 11月1日～12月11日）等

①-2 展示説明の充実

（4館共通）

1）作品キャプションについては全てに英語訳を付す。

2）展示テーマ毎にその時代背景等を説明した外国語パネル等を80%以上設置する。

②特別展

（共同企画）

・特別展「細川家の至宝—珠玉の永青文庫コレクション—」

（[平成22年度東京国立博物館]、23年度 京都国立博物館、九州国立博物館）

・特別展「誕生！中国文明」

（[平成22年度 東京国立博物館、九州国立博物館]、23年度 奈良国立博物館）

・「ボストン美術館 日本美術の至宝」

（平成23・24年度 東京国立博物館、[24年度名古屋ボストン美術館、九州国立博物館・25年度大阪市美術館]）

（東京国立博物館）

平成23年度は特に仏教美術を紹介する展覧会を中心に実施する。

ア 特別展「写楽」（5月1日～6月12日）

写楽作品を集成し、写楽の歴史的な意義及びその芸術性などを改めて考察。（目標来館者数 16万人）

イ 「手塚治虫のブッダ展」（4月26日～6月26日）

手塚治の漫画「ブッダ」のオリジナル原画とともに、仏陀にかかわる文化財によって仏伝を紹介。（目標入場者数 7万人）

ウ 「空海と密教美術」展（7月20日～9月25日）

空海が広めた密教文化について、空海と同時代の文化財の特色等を広く一般に紹介。（目標来館者数 24万人）

エ 開館5周年記念特別展「加賀前田家と金春流」（10月1日～11月20日）

会場：金沢能楽美術館

東京国立博物館所蔵の金春座に伝来した能面と能装束を紹介。

オ 法然上人800回忌・親鸞上人750回忌 特別展「法然と親鸞 ゆかりの名宝」(10月25日～12月4日)

浄土宗・浄土真宗の開祖にちなむ歴代の寺宝を一堂に集めて展観。

(目標来館者数 10.8万人)

カ 北京故宮博物院精華展(仮称)(平成24年1月7日～2月19日(予定))

北京故宮博物院が所蔵する書画、工芸品等の優品を展示。(目標来館者数 15.2万人)

○目標来館者数の合計 73万人(海外展、他館での開催展を除く。)

(京都国立博物館)

ア 特別展覧会「法然上人800回忌 法然―生涯と美術―」(3月26日～5月8日)(目標来館者数 5万人)

法然の生涯と思想、法然をめぐる人々の事跡を、遺された多くの文化財によって展望する。

イ 特別展観「百獣の楽園―美術にすむ動物たち―」(7月16日～8月28日)

(目標来館者数 2万人)

当館の収蔵品の中から、制作年代や書画・彫刻・工芸といった表現の違いを越えて、日本で愛されてきた動物たちの姿をいきいきと展観する。

ウ 特別展覧会「細川家の至宝―珠玉の永青文庫コレクション―」(10月8日～11月23日)(目標来館者数 5万人)

旧熊本藩主であった細川家の宝物を厳選し展観する。

エ 特別展覧会「中国近代絵画と日本」(平成24年1月7日～2月26日)(目標来館者数 2万人)

中国の近代を中心に活躍した呉昌碩、齊白石、高剣父、徐悲鴻等の絵画作品を展示し、近代における日中文化交流の一面を展観する。

○目標来館者数の合計14万人

(奈良国立博物館)

ア 「誕生！中国文明」(4月5日～5月29日)

中国・河南省の全土から名品を選定し、中国文化の真髄に迫る。(目標来館者数 5万人)

イ 「天竺へ～三蔵法師3万キロの旅」(7月16日～8月28日)

高僧伝絵巻の傑作・国宝玄奘三蔵絵を初めて全巻同時公開。(目標来館者数 5万人)

ウ 「第63回正倉院展」(予定)

正倉院宝庫に伝わる宝物約70件を展示。(目標来館者数 18万人)

○目標来館者数の合計 28万人

(九州国立博物館)

ア 「黄檗―OBAKU」(3月15日～5月22日)

江戸時代に我が国に伝わった黄檗宗の美術を紹介(目標来館者数 3万人)

イ 「よみがえる国宝」(6月28日～8月28日)

日本の文化財保存、修理の歴史を辿り、日本人の美意識や価値観を紹介。(目標来館者数 4万人)

ウ 「大契丹展」(9月27日～11月27日)

中国・契丹の文化と美術を中国内蒙古自治区出土文物を通じて紹介。(目標来館者数 6万人)

エ 「細川家の至宝―珠玉の永青文庫コレクション」(平成24年1月1日～3月4日)

熊本・細川家に伝来、収蔵される文化財の中から代表的な優品を一堂に展観。(目標来館者数 7万人)

○目標来館者数の合計 20万人

③海外展

(東京国立博物館)

1) 海外展「仏教美術と宮廷の美」

会場：ヒューストン美術館(アメリカ)

東京国立博物館所蔵の日本美術の優品を精選し展示。

(九州国立博物館)

1) 韓国において文化庁との共催により海外展を開催する予定。

(2) 教育活動の充実

日本の歴史・伝統文化及びアジア諸地域の歴史・文化の理解促進を図り、国立博物館としてふさわしい教育普及事業を実施する。

① 学習機会の提供

(4館共通)

1) キャンパスメンバーズ(学校法人会員制度)による大学等との連携を継続して実施する。

(東京国立博物館)

1) 日本の歴史・文化及びアジア諸地域の歴史・文化の理解促進を図るための教育普及の先導的事業を実施する。本館20室を教育普及スペース「みどりのライオン」と位置づけ、適宜、小講堂等も活用し、内容に応じた環境を設定しながら事業を展開する。

○ファミリー向け教育普及的展示企画「親と子のギャラリー」の実施

・特集陳列「親と子のギャラリー 博物館できもだめし」(7月20日～8月28日)

○体験型プログラムの実施

・特集陳列「親と子のギャラリー 博物館できもだめし」など、総合文化展(平常展)に関連した一般向け及びファミリー向けのワークショップやアクティビティを実施する。

・本館20室「みどりのライオン」において、ハンズオン体験コーナー「日本のもようデザインしよう」を継続して実施する。

・正月企画「博物館に初もうで」に関連して、ワークシートを用いたアクティビティを実施する。

○教育的展示及びイベント「博物館でお花見を」(3月23日～4月17日)の実施

2) 学校との連携事業を推進する。

・スクールプログラム(鑑賞支援・体験型プログラム等)を継続して実施する(小・中・高校生対象)。

・就業体験の受け入れを継続して行う(小・中・高校生対象)。

・全国高等学校美術・工芸教育研究会所属教員のための研修を継続して実施する。

・教員鑑賞会・ガイダンスを継続して実施する。

3) 文化財について分かりやすく理解するための列品解説・月例講演会・記念講演会・連続講座・教育普及イベント等を継続して実施する。

(講演会等の目標) 参加者数 計7,830人(実施回数 計77回程度)

・講演会 参加者数 3,500人(実施回数 20回程度)

・列品解説等 参加者数 4,000人(実施回数 55回程度)

・連続講座 参加者数 250人(実施回数 1回程度)

・公開講座 参加者数 80人(実施回数 1回程度)

(京都国立博物館)

1) 展示・収蔵品に関連する講演会「土曜講座」を開催する。

2) 一般向け教育普及事業として「夏期講座」を開催する。

3) 京都市内4美術館・博物館連携の「京都ミュージアムズ・フォー連携講座」を行う。

4) 小中学生向けに展示解説を行う「少年少女博物館くらぶ」を実施する。

5) 展示品解説シートとしての博物館ディクショナリーを作成し、館内で配布する。併せてメールマガジンの配信を行う。

(講演会等の目標) 参加者数 計2,638人(実施回数 計15回程度)

・土曜講座 参加者数 1,848人(実施回数 11回程度)

・夏期講座 参加者数 600人(実施回数 3回程度)

・「京都ミュージアムズ・フォー連携講座」

参加者数 190人（実施回数 1 回程度）

（奈良国立博物館）

1) 小中学校との連携

- ・奈良県内小中学校にメールマガジンを配信し、博物館だよりを送付する。
- ・奈良市内小学校5年生を中心に幼稚園児から中学3年生までを対象に世界遺産学習授業を実施する。
- ・中学生の職場体験学習を受け入れる。

2) 講座等の開催

- ・仏教美術等に関するサンデートークを定期的実施する。
- ・特別展等の際してシンポジウム及び公開講座を開催する。
- ・正倉院展に因むシンポジウムを開催する。
- ・一般向け教育普及事業として夏季講座を開催する。
- ・特別陳列に因み、伝統的行事を体験する催しを実施する。
- ・文化財保存修理所の一般公開を行い、文化財保存の意義についての啓蒙に努める。

（講演会等の目標）参加者数 計2,450人（実施回数 計25回程度）

- ・特別展等講座 参加者数 1,500人（実施回数 12回程度）
- ・夏季講座 参加者数 350人（実施回数 1 回程度）
- ・サンデートーク 参加者数 600人（実施回数 12回程度）

3) 奈良市教育委員会と連携して教員の研修を行う。

（九州国立博物館）

1) 博物館における体験型事業の充実を図る。

- ・教育普及ゾーンで活用する様々な教育キットの開発
- ・幅広い層に向け体験活動の促進を図るため、教育活動の場を提供
- ・アジア諸国の文化を理解する様々な体験学習プログラムの開発

2) 学校教育との連携事業を実施する。

- ・職場体験（中学生）の受け入れを実施
- ・ジュニア学芸員（高校生）事業の実施
- ・博物館活用の促進を図るため、教員研修の場の設置
- ・学校貸出キット「きゅうぱっく」の貸し出しの実施

3) シンポジウムを開催する。

4) 特別展記念講演会を開催する。

5) 文化交流展、特別展に関連した教育普及事業を実施する。

6) ギャラリートークを随時実施する。

7) 文化施設等へ講師を派遣する。

8) 特別展の内容に親しみをもたせ、より良く理解するためのワークショップを開催するとともに、文化交流展示の内容とも連携した事業展開を行う。

9) 放送大学の面接授業を実施する。

（講演会等の目標）参加者数 計2,030人（実施回数 計46回程度）

- ・特別展記念講演会 参加者数 600人（実施回数 4 回程度）
- ・特別展シンポジウム 参加者数 180人（実施回数 1 回程度）
- ・ミュージアムトーク 参加者数 1,200人（実施回数 40回程度）
- ・ミュージアム講座 参加者数 50人（実施回数 1 回程度）

②-1 ボランティア活動の支援

（東京国立博物館）

1) 各種教育事業及びイベント等の補助活動、館内案内等の充実を図る。

2) 点字パンフレット、触知図、盲学校対応プログラム等による視覚障がい者対応、手話やコミュニケーションボード等による聴覚障がい者への博物館案内を実施する。

3) 各種ガイドツアーを継続して実施する。

4) ボランティア自身の企画立案によるプログラムの充実を図る。

5) 東京藝術大学学生ボランティアによる活動を継続して実施する。

(京都国立博物館)

1) 調査・研究支援ボランティアを受け入れ、各種事業活動の充実を進める。

2) 大学生・大学院生ボランティアを育成し、小中学校への訪問授業を実施する。

3) 「京都・らくご博物館」において、大学生をボランティアとして起用する。

(奈良国立博物館)

1) ボランティア制度をより充実させるため、その在り方について検討する。

2) ボランティアによる、展示解説、イベント、学習普及事業補助等の充実を図る。

3) ボランティア同士のグループ別学習の充実に努める。

4) 外国語対応のできる解説ボランティアの充実に努める。

(九州国立博物館)

1) ボランティアを受け入れ、展示解説部会、教育普及部会、館内案内部会（日本語、英語、中国語、韓国語）、環境部会、イベント部会、資料整理部会、サポート部会、学生部会の充実を図る。

2) ボランティアに対し資質向上を目的に基礎研修・専門研修を実施する。

3) ボランティア同士のグループ別学習の充実を図る。

②-2 博物館支援者の増加

(4館共通)

企業との連携及び「友の会」活動の活性化を図る。

1) 「友の会」等の会員制度によるリピーターの拡大に努める。

2) 「友の会」会員を対象とした事業を実施する。

3) 企業等と連携し、広報活動やイベントによる博物館の認知度向上に努める。

4) 公共交通機関等とのタイアップによる広報の充実に努める。

5) 展覧会事業への企業からの各種支援（協賛・協力）を募る。

(東京国立博物館・奈良国立博物館)

1) 賛助会員制度の継続・拡充を図る。

2) 地域、企業との連携・拡充を図る。

(京都国立博物館・奈良国立博物館)

1) 支援団体等が行う文化財の鑑賞会・見学会等に協力する。

(奈良国立博物館)

1) 支援団体等との連携により施設を活用したイベント等を実施し、博物館支援の輪を広げる。

2) 支援団体等と連携し、展覧会の充実を図る。

(九州国立博物館)

1) 近隣地域の諸団体や支援団体等と連携したイベントの実施及び広報活動の充実を図る。

③大学との連携

(東京国立博物館)

1) インターンシップを継続して実施する（大学院生対象）。

2) 東京藝術大学との連携事業を継続して実施する（大学院生対象）。

(京都国立博物館)

1) 京都大学大学院人間・環境学研究科の歴史文化社会論講座を担当する。

(奈良国立博物館)

- 1) 奈良女子大学及び神戸大学との連携講座を継続して実施する。
- 2) 奈良教育大学・奈良市教育委員会と連携して世界遺産学習のプログラム開発を検討する。
- 3) インターンシップを継続的に受け入れる。

(九州国立博物館)

- 1) 博物館実習生の受け入れを実施する。
- 2) インターンシップによる研修生の受け入れを実施する。
- (3) 快適な観覧環境の提供

① 施設・設備等の充実

(4館共通)

- 1) 特別展において音声ガイド等を活用した情報提供を積極的に推進し、来館者に対するサービスの向上を図る。

(東京国立博物館)

- 1) 多言語による案内及び誘導サイン等を順次整備する。
- 2) より快適な観覧環境を構築するため、展示照明を順次整備する。
- 3) 総合文化展における音声ガイドの導入について検討する。
- 4) 障がい者の方のために点字版パンフレット等を引き続き配布する。
- 5) 「総合案内パンフレット」(7ヵ国語：日、英、中、韓、仏、独、西)「フロアガイド」(4ヵ国語：日、英、中、韓)の制作・配布する。

6) 本館2階「日本美術の流れ」の展示を外国人に理解してもらうために、より基礎的な解説を盛り込んだ、(3ヵ国語：英、中、韓)のカラーパンフレットを継続して制作・配布する。

(京都国立博物館)

- 1) 快適な観覧環境を提供するための平常展示館の建替プログラムを継続して推進する。
- 2) 館内案内リーフレット(6ヵ国語：日、英、中、韓、仏、西)を継続して制作・配布する。

(奈良国立博物館)

- 1) 快適な観覧環境を提供するための展示施設の計画的な整備を実施する。
- 2) 誘導サイン及び展示照明を整備し、より快適な観覧環境を確保する。
- 3) 座面を上下に動かせる車いすの整備を進め、障がい者の方の観覧環境の向上を図る。
- 4) 正倉院展の際に託児所を設置する。
- 5) なら仏像館における音声ガイドの導入について検討する。
- 6) 市販のゲーム機等を利用した子供向けの解説の作成について検討する。
- 7) ウェブサイトで展覧会の混雑状況・待ち時間の速報を行う。
- 8) 館内案内リーフレット(7ヵ国語：日、英、中、韓、仏、独、西)を継続して制作する。
- 9) なら仏像館の会場案内図、展示リストを作成する。

(九州国立博物館)

- 1) 快適な観覧環境を提供するための展示施設等の調査・分析及び検討を進める。
- 2) 来館者にとって分かりやすい展示室内サインを開発し、快適な鑑賞環境を提供する。
- 3) 館内案内リーフレット(7ヵ国語：日、英、中、韓、仏、独、西)を継続して制作する
- 4) 文化交流展示室の展示ストーリーを、日本文化に初めて接する海外の来館者にも理解しやすいような、外国語のパンフレットまたはガイドブックを刊行する。
- 5) 英語・中国語・韓国語版の文化交流展示室のマップを継続して制作する。

② 来館者満足度調査及び利用者に配慮した運営

(4館共通)

- 1) 来館者のニーズを引き出すため来館者調査を実施し、その結果を改善に活かす。
- 2) 混雑が予想される展覧会ではその対応を想定した計画を行い、実際の混雑に対しては、収容力に応じた入場者数の調整、陳列品の配置及び音声ガイドの解説場所の工夫等を行い、展覧会場の快適な環境維持に努める。

(京都国立博物館・奈良国立博物館)

1) 特別展等に関し、専門家の展覧会評を求め、広報誌等に掲載する。

(京都国立博物館)

1) 大学との学術交流による特別展覧会観覧者アンケートを実施する。

2) モニターを委嘱し、提言を受け、博物館運営に反映する。

(九州国立博物館)

1) 隣接する旧九州歴史資料館跡地を利用して駐車収容台数を拡張する。

③ ミュージアムショップやレストラン等館内環境の充実

ミュージアムショップやレストランの利用者等の意見を把握し、関係者との協議のうえ、利用者サービスの向上に努める。

(4 館共通)

1) オリジナルグッズの開発や展覧会に応じた商品を提供するなど、サービス向上に努める。

(京都国立博物館)

1) レストラン利用者にアンケート調査を行いサービス向上に努める。

(奈良国立博物館)

1) ノベルティグッズを作成し、来館者に配布するなどのサービスを行う。

2) 仏教美術に関する図書の販売の充実を図る。

3) 寄附金の受け入れ、賛助会の会費及び館主催のイベント料金の支払い等について、クレジットカードで決済できるような方策を検討し、利用者の利便性の向上を図る。

4) より快適な環境を提供できるよう、メニューを含めレストランのリニューアルを検討する。

(九州国立博物館)

1) 特別展に関連した特別メニューを提供するなど、サービスの向上に努める。

(4) 文化財情報の発信と広報の充実

① デジタル化の推進

(4 館共通)

1) 収蔵品のデジタル画像による来館者への情報提供及びインターネットでの公開を継続して行う。

2) 収蔵品の国宝・重要文化財について、5カ国語(日本語、英語、中国語、韓国語、フランス語)の説明を付したデジタル高精細画像(e国宝)を継続して公開する。

3) 約9,000件(東京:3,000、京都:2,000、奈良:3,000、九州:1,000)の収蔵品写真等の既存フィルムのデジタル化を実施する。

(東京国立博物館)

1) 外部への公開を見据えた「列品管理プロトタイプデータベース」(学芸業務支援システム)の構築を進め、博物館機能の充実を図る。

2) 収蔵品に関する基本情報のデータ化を引き続き推進するとともに、複数あるデータベースを統合して公開することに向けた整備を進める。

3) 法隆寺献納宝物について、5カ国語(日本語、英語、中国語、韓国語、フランス語)の説明を付したデジタル高精細画像(「法隆寺献納宝物デジタルアーカイブ」)等の提供を法隆寺宝物館にて継続して実施する。

(京都国立博物館)

1) 収蔵品について多国語の説明を付した国宝重要文化財・名品高精細画像閲覧システムの整備を継続して実施する。

(奈良国立博物館)

1) 収蔵品について情報の整備を継続して実施し、収蔵品データベースの充実を図る。

2) 写真データベースの個別データを約2,000件追加更新する。

3) 修理記録・古写真・ガラス乾板等の整理とデジタル化を推進し、運用方法について検討する。

4) 仏教美術資料研究センターのウェブサイト(蔵書検索)の開設と、利用案内パンフレットの作成を実施して、仏教美術情報の公開・普及を図る。

5) 地下回廊のタッチパネル式学習端末機で名品のハイビジョン映像等を公開する。

(九州国立博物館)

1) インターネット及び来館者用館内端末を通じ、収藏品デジタル画像を利用したデジタルアーカイブの運用を開始する。

2) 収藏品に関するコンテンツを順次追加し、デジタルアーカイブの充実を図る。

3) 海外調査で撮影した写真やビデオを展示や教育普及事業で活用するための整備を行う。

② 博物館関係資料の収集及び発信、レファレンス機能の強化

美術史・考古学その他の関連諸学に関する基礎資料及び国内外の博物館・美術館に関する情報及び資料について広く収集し、蓄積を図る。また、資料の登録や検索・利用については、最新の情報処理技術を用いた、活用しやすいシステムを開発する。

(4館共通)

1) 約9,500件(東京:3,000、京都:3,000、奈良:3,000、九州:500)の収藏品・出品作品等の新規撮影及び関連データを整備する。

(東京国立博物館)

1) 資料館において、美術史等の情報及び資料を一般に広く公開するために、図書管理システムを軸とした図書資料などのデータ整備を推進し、レファレンス機能とサービスの充実を図る。

2) 法隆寺宝物館において、観覧者向け図書コーナーサービスを継続実施する。

3) 調査・研究・教育などに有益な情報及び関係資料を収集するための方針を策定する。

4) 資料館の機能の拡充に向け、閲覧スペースや書庫、事務室等の区画・配置を始め、資料館全体の在り方を再検討し、有効活用へ向けた利用計画を策定する。

(奈良国立博物館)

1) 図書情報システム及び写真情報システムによる資料整備と情報蓄積を推進し、内外の利用者に対してサービスの充実を図る。

2) 仏教美術資料研究センターの耐震補強工事完了をうけて、利用者に対し利便性向上を図るため、資料配置を全面的に見直し、資料の有効的な活用と効率的な運用について検討し、実施する。

(九州国立博物館)

1) 対馬宗家文書データベースの効率的な運用を検討し、実施する。

2) 博物館資料(収藏品、図書、写真など)データベースにおける業務の効率化に向けて、現行業務システムを全面的に見直し、より充実した第2次業務システム構築を目指す。

③ 広報計画の策定と情報提供

(機構本部)

1) 機構の概要、年報を作成する。

2) 機構本部ウェブサイトを活用し、法人情報の提供を行う。

(4館共通)

1) 年間スケジュールリーフレットの制作・配布を行う。

(東京国立博物館)

総合文化展の活性化に重点をおいた広報活動を行う。

1) 広報・宣伝制作物の企画・制作・配布等を行う。

2) 本館2階「日本美術の流れ」のテーマ解説及び主な展示作品の解説をまとめ、展示替ごとに更新する日本語パンフレットを継続して作成し、配布する。

3) 平成24年度の東洋館リニューアルオープン及び開館140周年に向けての広報展開の企画・運営を行う。

(奈良国立博物館)

- 1) 広報・宣伝制作物の企画・制作・配布等を行う。
- 2) 広報活動を多面的に行うため、広報の外注化を検討する。
- 3) 広報業務を一元化するとともに、戦略的な広報体制を整備する。
- 4) 英語による展覧会チラシを作成し、外国人観光実誘致のための情報発信を行う。
- 5) 特別展の際に、タクシー・ホテル等関係者に対する内覧会を実施し、タクシー・ホテル等利用者への広報活動を展開する。
- 6) 地元の観光協会に入会し、観光協会を通じて観光実への広報活動を展開する。

(九州国立博物館)

- 1) 特別展の実施に伴う広報・宣伝材料を制作する。特に特別展の内容理解を促進するための番組を制作、TV放映する。
- 2) 現在及び過去や将来の展示リストを検索・紹介し、新鮮な展示情報を情報発信するためのウェブデータベースを整備する。
- 3) 地元の自治体・商工団体・観光団体等と連携した広報活動を展開する。
- 4) 九州観光推進機構を通じた海外への広報・営業活動を展開する。
- 5) 文化交流展示室からの積極的な情報発信を図るため、ポスター・ちらし・ウェブコンテンツの活用を一層、促進する。

④広報印刷物、ウェブサイト等の活用及びマスメディアとの連携強化等による積極的な広報活動

(4館共通)

- 1) マスコミ媒体や公共交通機関等と連携した広報活動を展開する。
- 2) ウェブサイト、モバイルサイトによる情報提供を行う。
- 3) メールマガジンを配信する。

(東京国立博物館)

- 1) 「東京国立博物館ニュース」の編集・発行・配布を行う。(年6回)
- 2) 新作コンテンツの開発等により、ウェブサイトの充実を図る。

(京都国立博物館)

- 1) 「博物館だより」、「News Letter」(英文)を年4回発行する。
- 2) 地域等が主催する各種の委員会に参加・連携し、広報活動を展開する。
- 3) 京都市内4美術館博物館で連携し、共通の展覧会情報パンフレットを制作・配布する。
- 4) 既刊の博物館ディクショナリーをウェブサイトに掲載し、新刊をメールマガジンにて配信し、利用者の拡大を図る。
- 5) 収蔵品貸与情報をウェブサイトにて公開する。

(奈良国立博物館)

- 1) 特別展及び名品展の魅力を紹介した「博物館だより」を発行する。(年4回)
- 2) ウェブサイトの外国語版の充実を図る。
- 3) 地元の自治体・商工団体・観光団体等と連携した広報活動の展開を図る。
- 4) 奈良県立美術館、入江泰吉記念奈良市写真美術館と奈良トライアングルミュージアムズを結成し、3館協力して集実に努める。
- 5) 東大寺、春日大社などの寄託社寺及び賛助会員企業と連携し、特別展等の割引特典付きチラシを配布する。
- 6) 文化大使を継続して任命し、広報活動を行う。
- 7) マスコミからの取材申し込みを積極的に受け入れ、展覧会、博物館活動への理解・促進を図る。
- 8) フィルムコミッションと連携して映画撮影等に場所提供を含め協力することにより博物館の認知度を高める。
- 9) 季刊誌『奈良国立博物館だより』のPDF版をウェブサイトに掲載する。

(九州国立博物館)

- 1) ウェブサイトで提供する博物館情報の充実を図るとともに、利用者の利便性を考慮した情報の発信に努める。
- 2) 「九州国立博物館季刊情報誌アジアージュ」を発行する。(年4回)
- ⑤ ウェブサイトアクセス件数のカウントの統一を図り、アクセス件数の向上を図る。

(4館共通)

- 1) アクセス件数のカウントをユーザーセッション数に統一する。
- 2) アクセス件数の向上を図るため、ウェブサイトの内容の充実を図る。
- 3 我が国における博物館の中核としての機能の強化

(1) 調査研究の成果の発信

(東京国立博物館)

- 1) 東京国立博物館情報アーカイブを運用し、収蔵品・調査研究等に関する情報公開の充実を図る。
- 2) 紀要・図版目録等を刊行する。
- 3) 文化財修理報告書を刊行する。
- 4) 法隆寺献納宝物特別調査概報を刊行する。
- 5) 研究誌「MUSEUM」(年6回)を刊行する。

(京都国立博物館)

- 1) 研究紀要「学叢」を刊行するとともに、学術研究公開の一環として既刊分を順次ウェブサイトで公開する。
- 2) 社寺調査報告書等を刊行する。
- 3) 文化財修理報告書を刊行する。

(奈良国立博物館)

- 1) 研究紀要「鹿園雑集」を刊行し、ウェブサイトで公開する。
- 2) 文化財修理に関する印刷物を刊行する。
- 3) 入場無料ゾーンを利用し、調査研究活動実績をパネル等で公開する。

(九州国立博物館)

- 1) 研究紀要「東風西声」を刊行する。
- 2) 文化財修理に関する印刷物を刊行する。
- 3) 保存修復活動の成果を教育普及事業に反映させる。

(2) 海外研究者の招聘等研究交流の実施

(国立文化財機構)

- 1) 日中韓国立博物館長会議へ参加する。

(4館共通)

- 1) 海外の博物館・美術館等の研究者を招聘し、海外の研究者との交流を促進する。

(20人程度：東京6、京都5、奈良6、九州3)

- 2) 当機構職員を海外の博物館・美術館等に研究交流並びに研修のため派遣する。

(22人程度：東京6、京都6、奈良6、九州4)

- 3) 国際的な講演・研究集会、シンポジウムを開催する。

(東京国立博物館)

- 1) 国際交流協定を締結している博物館及び欧米主要館を中心に、海外の博物館との交流を活発に行う。

(京都国立博物館)

- 1) 諸外国における国際会議、研究集会等へ積極的に参加し、研究交流及び研修を行う。

- 2) 外国人研究員・研修員の受け入れを行い、海外の研究者との交流を促進する。

(奈良国立博物館)

- 1) 学術交流協定を締結している博物館を中心として、海外の博物館との交流を活発に行う。

(九州国立博物館)

- 1) 国際交流活動推進へ向けての基盤を整備するとともに海外博物館等との交流を実施する。

2) 海外の文化財研究者や修理技術者を招聘し、文化財保存修復施設を活用した専門的な国際交流セミナーやワークショップを開催する。

(3) 保存修理事業者への研修プログラム

(4 館共通)

1) 保存修理事業者を対象とした研修会を開催するとともに、インターンの受け入れや保存修理事業者と協力した研修会を開催する。

(4) 収蔵品の貸与

(東京国立博物館・京都国立博物館・奈良国立博物館)

1) 国内の博物館等で開催する展覧会等へ収蔵品を貸与する。

(東京国立博物館・奈良国立博物館)

1) 国内の公私立博物館と考古資料の相互貸借を実施する。

(東京国立博物館)

1) 長崎歴史文化博物館の平常展示のため、引き続き長期貸与する。

2) 海外の美術館・博物館等で開催する展覧会へ貸与する(海外交流展出品作品を含む)。

(九州国立博物館)

1) 収蔵品の充実に努め、貸与の体制を整備する。

(5) 公私立博物館・美術館等に対する援助・助言の推進

(4 館共通)

1) 公私立の博物館・美術館等が開催する展覧会及び運営等の援助・助言を行う。

(東京国立博物館)

1) 新規貸与館に対する環境調査は、東京文化財研究所と協力して指導助言を行う。

(奈良国立博物館)

1) 聖徳太子1390年御遠忌記念「法隆寺展」(主催：法隆寺・日本経済新聞社主催、会場：日本橋高島屋ほか)に学術協力を行う。

(九州国立博物館)

1) 地域の自治体と連携し、公私立博物館・美術館等職員のための古文書保存に関する専門講座を開催する。

2) 地域の自治体と連携し、公私立博物館・美術館等職員・ボランティアのためのIPM(総合的有害生物管理)に関する専門講座を開催する。

4 文化財に関する調査及び研究の推進

(1) 文化財に関する基礎的・体系的な調査・研究の推進

国内外の機関との共同研究や研究交流を含め、文化財に関する基礎的・体系的な調査・研究を推進することにより、国・地方公共団体における文化財保護施策の企画・立案、文化財の評価等に関する基盤の形成に寄与する。

① 我が国の美術を中心とする有形文化財及びそれに関わる諸外国の文化財に関し、以下の課題に重点的に取り組む。

ア 他機関との連携を図りつつ、文化財情報の公開・活用のための、より望ましい手法等の研究を行う。

イ 日本を含む東アジア地域における美術の価値形成の多様性を解明するために、近年の記録媒体や分析手法等の進展に対応しながら調査研究を行い、文化財を対象とする資料学的基盤を整備、確立する。併せて、その基盤を礎としながら国内外の研究交流を推進し、成果を広く一般に公開する。

ウ 日本を含む東アジア諸地域における近現代美術の研究資料の収集、整理、調査研究を行うとともに、その交流を明らかにする有効な視点と調査研究方法の開発を目指す。また、多様化する我が国の現代美術の動向に関する調査研究を行い、基礎資料を作成する。

エ 美術や文化財についてのより深い理解を形成するため、彫刻や絵画を中心に、その表現・技法・材料の問題に対して基礎的な情報を収集・整理・蓄積するとともに、関連諸分野と連携した多角的な調査研究を行う。

② 日本の歴史、文化の源流等の実態を探るため、興福寺、仁和寺、三仏寺、大宮家等、近畿を中心とする古

寺社や旧家等が所蔵してきた歴史資料・書跡資料等に関する原本調査、記録作成を悉皆的に実施するとともに、公表に向けて整理検討を行う。

③ 我が国の建造物及び伝統的建造物群に関し、以下の調査・研究を実施する。

ア 我が国の文化財建造物の保存・修復・活用に関する基礎データの収集、未指定建造物の調査、古代建築の今後の保存と復原に資するための調査・研究を行い、整理が終了したものより順次公表を行う。また、東アジア地域における文化財建造物の保存・修復について、関係各国に対し協力を行う。

イ 我が国の伝統的建造物群及びその保存・活用に関する調査・研究を推進するとともに、伝統的建造物群の保存を行っている各地への協力を行う。

④-1 無形文化材の伝承実態に関する基礎的な調査研究及び資料の収集、記録作成を行い、その成果の一部を公開学術講座として発表する。具体的には能楽・雅楽で用いる楽器、能楽の文献資料、未調査の音声・映像資料の整理と古い媒体による音声・映像資料の再生及びデジタルアーカイブ化、工芸技術に関する技法書及び工芸技術記録等を対象に調査を行い、能楽及び講談等の記録作成を行う。

④-2 我が国の風俗慣習、民俗芸能、民俗技術等無形民俗文化財のうち、近年の変容の著しいものを中心に、その実態を把握するために資料収集と現地調査を行う。また、無形民俗文化財研究協議会を実施し、その成果を報告書にまとめる。さらに、これまで東京文化財研究所で収集し、保管している無形民俗文化財についての記録・資料の整理を行い、媒体転換等の必要な措置を講じるための準備を進める。

④-3 韓国国立文化財研究所無形文化遺産研究室との交流事業において、平成22年度までの交流成果に関する合同発表会を実施するなど、研究交流事業を実施する。

⑤ 我が国の記念物に関し、以下の調査・研究を実施する。

ア 遺跡等の整備に関連する国際的な動向も踏まえた資料収集・調査・整理等を行う。また、過年度の遺跡整備・活用研究集会の成果の取りまとめ及び公表を行うとともに、文化財の包括的保存管理を検討する一環として、自然的な文化財の保護に関する研究集会を開催する。

イ 遺跡の保存・整備・活用に関する一体的な調査・研究、技術開発の推進及び整備事例のデータベース化等により、個々の遺跡の現況に応じた適切な保存修理・整備に資する。

ウ 遺構露出展示に関するデータベースの構築・公表を行うとともに、今後の補足・追加・更新等に関する内容・手法等を検討する。

エ 庭園史に関する文献調査・内外での現地調査等を行い、研究会を開催するとともに、日本庭園に関する基礎的資料のデータベース化を進める。

また、これまで取り組んで来た公開英文情報の増補改訂を行うとともに、所蔵資料の整理を進める。

オ 不動産文化財に関連する各種研究成果について、米国コロンビア大学との研究交流のもとに成果発表を行う。

⑥ 国家の形成過程や当時の生活実態の解明に向けて、遺跡の発掘調査、出土品・遺構等に関する調査研究及び文化財建造物に関する基礎的調査研究を実施する。

ア 古代都城の実体解明のため、平城京跡においては、平城宮跡東院地区、平城京内諸寺院等、飛鳥・藤原京跡においては、藤原宮跡朝堂院地区、飛鳥地域等の発掘調査を実施するとともに、古代官衙、集落遺跡に関する研究集会、古代瓦に関する研究集会等を実施し、報告書を刊行する。

イ 出土遺物及び遺構に関する調査、分析、復原的研究を総合的・多角的に実施し、整理が終了したものより順次公表を行う。

ウ 飛鳥時代の壁画古墳についての調査研究を行うとともに、東アジアにおける工芸美術史・考古学研究の一環として、鑄造関連遺物を中心とした資料の調査を実施する。また、飛鳥時代木造建築遺物の研究として、山田寺等の飛鳥・藤原京跡内寺院の出土部材の研究を行う。

エ アジアにおける古代都城遺跡、生産遺跡、墓制及び陶磁器に関する調査研究並びに研究協力について、日本の古代都城及び北魏洛陽城等に関する中国社会科学院考古研究所との共同研究、中国の生産遺跡（唐三彩窯跡及び生産品）に関する河南省文物考古研究所との共同研究、隋唐墓に関する遼寧省文物考古研究所との共同研究、

日本の古代都城及び韓国古代王京等に関する韓国国立文化財研究所との共同研究、中央アジア地域出土の旧石器資料に関するカザフスタン・カザフ国立大学への研究協力及び中国霊井遺跡出土品に関する河南省文物考古研究所への研究協力を協定に基づいて実施する。また、整理が終了したものより順次公表を行う。

⑦ 文化的景観及びその保存・活用に関する調査・研究の一環として、諸外国との比較を行いつつ、我が国の文化的景観保護行政に関する基礎的な情報を収集し、整理が終了したものより順次公表を行う。また、文化的景観の学術及び保護に資する研究会を定期開催し、その成果を踏まえて文化的景観の保護に関する研究集会を開催する。

⑧ 我が国の埋蔵文化財及びその保存・活用に関し、以下の調査・研究を実施する。

ア 全国の遺跡に関する資料収集及び分析に有効な指標や手法についての研究を進め、その成果をデータベース化して順次公開する。

イ 出土遺物の材質構造調査を行い、劣化状態に関する基礎データを集積する。また、鉄製品及び木製品の埋蔵環境調査を実施し、埋蔵中に生じる遺物の劣化現象に関して、環境が及ぼす影響の基礎データを集積する。

ウ 平城宮跡等をフィールドとして、遺構における水分移動及び溶質移動に関する計測と数値解析を行い、遺構の安定化方法を検討するための基礎データを収集する。

(2) 文化財の研究に関する調査手法の研究・開発の推進

文化財の調査手法に関する研究・開発を推進し、文化財を生み出した文化的・歴史的・自然的環境等の背景やその変化の過程を明らかにすることに寄与する。

① 高精細デジタル撮影により、文化財が本来有する多様な情報を目的に応じて正確・詳細に視覚化するとともに、その公開を目指して、調査・研究を行う。

② 埋蔵文化財の調査における新たな手法の開発・導入と応用のため、文化財の計測・測量及び探査等に関する研究を行う。

③ 出土遺物、建造物、美術工芸品等の木造文化財の年輪年代測定を実施し、考古学、建築史学、美術史学、歴史学等の研究に資する。とりわけ、奈良文化財研究所で開発、実用化したマイクロフォーカスX線CTは不可視年輪情報を可視化でき、これを用いた非破壊年輪年代測定は貴重な文化財調査に極めて有効であるため、機器の高出力・高解像度化によって調査対象の拡充と活用を図る。これらの研究成果を学会、論文、調査報告として発表する。

④ 動植物遺存体による環境考古学的研究を継続的に実施する。また、各種計測機器、マイクロスコープを活用して出土骨に残る加工痕の観察方法を確立し、骨角器製作技術や動物解体技術の研究を推進する。さらに、中国、韓国、台湾や北米北西海岸の日本の先史時代の動植物利用と対比できる遺跡の発掘に積極的に参加し、これまで国内の遺跡で開発してきた微細遺物選別法の実践を行い、東アジア、環太平洋世界の中での農耕・牧畜の起源や動植物利用に関する比較研究を行う。

(3) 科学技術の活用等による文化財の保存科学や修復技術に関する中核的な支援拠点として、先端的調査研究等の推進

最新の科学技術の活用による保存科学に関する先端的な調査及び研究や、伝統的な修復技術、製作技法、利用技法に関する調査・研究としての課題に取り組むことにより、文化財の保存や修復の質的向上に寄与する。

① 文化財のカビ被害予防と対策のシステム化について研究を行うとともに文化財のカビの予防、対策が現場でシステムティックに行えるよう、方法論の整理・確立を目指す。被災文化財の救援に関して、生物被害状況の調査及び対策に関わる研究を行う。

② 保存環境を考慮した文化財の展示・収蔵施設の省エネ化の研究及び環境データやシミュレーション技術を用いた文化財の保存環境改善のための研究を推進する。

③ 文化財の材質分析及び劣化診断を目的とした計測手法に関する調査研究を進める。

ア 小型可搬型機器によるその場分析及び非破壊非接触技術による診断・解析手法の確立を目指す。

イ ミリ波イメージング装置の改良を行う。また、ミリ波イメージング及びテラヘルツ分光イメージングにより文化財を対象とした測定に必要となるデータを収集するための基礎実験を行う。さらに、文化財に用いられて

いる材料のテラヘルツ分光スペクトルの収集を行う。

④ 日本国内及び韓国の石造・木質文化財を対象に、劣化要因の究明及び修復材料・技術に関する研究を日韓共同で行う。また、塑造・乾漆造仏像群の災害対策に関する基礎的調査を行う。さらに、被災文化財の救援に関して、被災状況に合わせた救援・保存・修復方法の研究を行う。

⑤ 伝統的修復技術・材料の調査・評価及び分析を行い、改良に資する技術開発を行い、修理現場での応用を行う。また海外の文化財保存担当者を対象に、紙及び紙文化財についての材料学・保存修復等の講義と、修復・装丁等の実技を行い、基礎的な知識を教授する。在外の日本古美術品を対象に事前調査及び修復を行い、修復後、展示活用する。同時に、専門家を現地に派遣して修復及び研修を行う。

⑥ ドイツ技術博物館との共同研究に関する打ち合わせ及び欧米での修復事例調査を行う。日本郵船小樽支店等での劣化調査、かかみがはら航空宇宙科学博物館・大樹町航空宇宙実験施設等での測定データの回収と評価、日本航空協会所蔵の紙資料類の保存修復に関する研究を進める。建造物に使用されているオイルペイントのデータベースを構築する。

(4) 高松塚古墳、キトラ古墳の保存対策事業等、我が国の文化財保護政策上重要かつ緊急に保存及び修復の措置等を行うことが必要となった文化財について、国・地方公共団体の要請に応じて、保存措置等のために必要な実践的な調査・研究を迅速かつ適切に実施する。

① 文化庁が行う高松塚古墳・キトラ古墳の壁画の調査及び保存・活用に関して技術的に協力する。

② 国土交通省が行う国営飛鳥歴史公園キトラ古墳周辺地区公園予定地の調査及び保存・活用に関して技術的に協力する。

③ 農林水産省が行う大和紀伊平野土地改良事業大和平野県営飛鳥工区2号幹線の調査及び保存・活用に関して技術的に協力する。

(5) 有形文化財の保存と活用を推進し、次世代に継承して、我が国文化の向上に資するため、その収集・保存・管理・展示・教育活動等にかかる調査・研究を進める。

① 収蔵品・寄託品等の基礎的かつ総合的な調査・研究

(東京国立博物館)

1) 収蔵品・寄託品及び関連品に関する調査研究を行う。

2) 特別調査法隆寺献納宝物(第33次)「聖徳太子絵伝」第7回を行う。

3) 特別調査「書跡」第9回を行う。

4) 特別調査「工芸」第3回を行う。

5) 特別調査「彫刻」第1回を行う。

6) 特別調査「金地屏風の金箔地についての調査研究」一尾形光琳風神雷神屏風を中心にを行う。

7) 特別調査「江戸幕府御用絵師板谷家関係資料」を行う。

8) 油彩画の材料・技法に関する共同調査を行う。

9) 目録学の構築と古典学の再生に関する調査研究を行う。

10) 文化財保護の歴史に関する基礎的研究を行う。

11) 占領期の教育政策における国立博物館の役割に関する調査研究を行う。

12) 宮廷工芸に関する物質文化的研究を行う。

13) 日本近世実景図研究を行う。

(京都国立博物館)

1) 訓点資料としての典籍に関する調査研究を行う。

2) 彫刻に関する調査研究を行う。

3) 出土・伝世古陶磁に関する調査研究を行う。

4) 近代建築に関する調査研究を行う。

5) 平成23年度から24年度に開催する特別展覧会等について、調査研究を行う。

(奈良国立博物館)

- 1) 館藏品・寄託品等の基礎的・総合的調査を進め、作品の適切な収集及び魅力的な展示に反映させる。
- 2) 歴史学・考古学・美術史学などの人文諸学の見地から館藏品・寄託品等の調査研究を行い、その成果を積極的に公表する。

(九州国立博物館)

- 1) X線CTスキャナによる中国古代青銅器の構造技法解析を行う。
- 2) 平成20年度特別展「工芸のいま 伝統と創造」に関連した九州・沖縄の伝統工芸作家への調査を受けて、継続的かつ発展的に調査研究活動を行う。

- 3) 旧石器から弥生時代の日本人の起源について研究し、展示に反映する。
- 4) 縄文時代の火焰土器について研究し、展示に反映する。

② アジア諸地域の有形文化財に関する基礎的かつ総合的な調査・研究

(東京国立博物館)

- 1) 館蔵の漢籍・洋書に関する基礎的研究を行う。
- 2) 東洋民族資料に関する調査研究を行う。
- 3) 東アジアの書道史における料紙と書風に関する総合的研究を行う。
- 4) 中国書画の表装に関する基礎的研究を行う。

(奈良国立博物館)

- 1) 中国・韓国などアジア諸国の文化財に関する調査研究を積極的に進め、日本の文化財との比較検討や相互理解に資する。

- 2) 日本とアジア諸国の文化交流に関する調査研究を進め、その成果を展示や公刊物等に反映させる。

(九州国立博物館)

- 1) 中国内蒙古自治区出土の契丹文化に属する考古遺物に関する調査研究を進め、成果を特別展に反映する。
- 2) 館蔵水墨画を中心とした日・中・韓の水墨画の研究を行い、展示に反映する。
- 3) 中国湖南省の馬王堆漢墓に関する調査研究を行い、将来の特別展に反映する。
- 4) 朝鮮半島、三国時代の考古・美術に関する調査研究を行い、将来の特別展に反映する。

③ 京都文化を中心とした有形文化財の基礎的かつ総合的な調査・研究

(京都国立博物館)

- 1) 近畿地区（特に京都）社寺文化財の調査研究を行う。
- 2) 近世絵画に関する調査研究を行う。

④ 仏教美術及び奈良を中心とした有形文化財の基礎的かつ総合的な調査・研究

(京都国立博物館)

- 1) 鎌倉仏教とその造形に関する調査研究を行う。

(奈良国立博物館)

- 1) 平成24年度春季特別展「貞慶（仮称）」、25年度春季特別展「当麻寺展（仮称）」など、将来の特別展実施に向けた調査研究を行う。

- 2) 南都諸社寺等における文化財調査を積極的に実施して宗教文化に関する調査研究の成果を蓄積し、平成23年度特別展「天竺へー三蔵法師三万キロの旅」及び特別陳列「初瀬にまずは与喜の神垣ー與喜天満神社の秘宝と神像」、毎年恒例の特別陳列「お水取り」「おん祭と春日信仰の美術」、24年度特別展「貞慶（仮称）」、25年度特別展「当麻寺（仮称）」等に反映させる。

- 3) 正倉院宝物や奈良の出土遺物・伝世品・伝統工芸・芸能など、当該地域に密着した文化財に関する調査研究を実施し、展覧会等に反映させる。

- 4) 東京文化財研究所と共同で行う天台高僧像（一乗寺蔵）、信貴山縁起絵巻（朝護孫子寺蔵）の調査など、仏教美術の光学的調査研究を実施し、作品の材料・技術等の解明に寄与する。

⑤ アジアを中心に世界との交流という観点から捉えた、日本文化に関する調査・研究

(九州国立博物館)

- 1) 日本とアジア諸国との文化交流に関する調査研究を行う。
- 2) アジアの木地螺鈿—その源流、正倉院宝物への道をたどる—の調査研究を行う。
- 3) 琉球との交流の視点から京都檀王法林寺に関する研究を行い、展示に反映する。

⑥ 有形文化財の保存環境・保存修復に関する調査・研究

(東京国立博物館)

- 1) 博物館の環境保存に関する研究を行う。
- 2) 博物館における文化遺産の保全と持続的公開を目指した包括的保存システムの研究を行う。

(京都国立博物館)

- 1) 修復文化財に関する資料収集及び調査研究を行う。
- 2) 文化財の保存・修復に関する調査研究を行う。

(奈良国立博物館)

1) 収蔵庫・展示室・ケース内部等における環境の、文化財に与える影響などに関する調査研究を持続的に実施し、収蔵品の保存環境の向上を図る。

- 2) 館藏品・寄託品等の調査研究を文化財修理の観点から実施し、文化財の活用及び後世への継承に資する。
- 3) 館藏品・寄託品等の調査研究を保存科学の観点から実施し、貴重な文化財の後世への継承に資する。

(九州国立博物館)

- 1) 文化財の材質・構造等に関する共同研究を行う。
- 2) 博物館における文化財保存修復に関する研究を行う。
- 3) 博物館危機管理としての市民協同型IPMシステム構築に向けての基礎研究を行う。
- 4) 東アジアの文化財修復用手漉き和紙の調査研究（UNESCOとの共同）を行う。
- 5) 日本の文化財修理と保存、復元に関する調査研究を進め、成果を特別展に反映する。

⑦ 文化財を活用した効果的な展示や、教育活動等に関する調査・研究

(東京国立博物館)

- 1) 博物館環境デザインに関する調査研究を行う。
- 2) 博物館教育に関する調査研究を行う。
- 3) 博物館資料・業務の情報処理に関する調査研究を行う。
- 4) 凸版印刷と共同で、ミュージアム・シアターでの公開に向けた研究を引き続き実施する。

(京都国立博物館)

- 1) 文化財情報に関する調査研究を行う。

(奈良国立博物館)

1) 歴史、伝統文化の教育普及に資するための調査研究を行い、その成果を児童・生徒を対象として行う「世界遺産学習」等に反映させる。

2) 文化財アーカイブズの形成に関する理論的・実践的研究を行い、その成果をデジタル画像の作成・各種データベースの構築（収蔵品・画像・図書）・各種情報資源の公開推進に反映させる。

(九州国立博物館)

- 1) 九博に関連する絵本の次シリーズの企画について検討する。
- 2) NHKと協同で高精細画像を活用したシアター4000での映像公開に向けた研究を引き続き実施する。
- 3) 特別展のテーマに則した、解説パネル、冊子、ワークショップ等、観覧者の理解促進のための教育普及プログラムの調査研究を行う。
- 4) 学校教育との連携を図りながら、学校貸出キット「きゅうばっく」の研究・開発を引き続き実施する。
- 5) 文化財保護に関する国際協力の推進

文化財保護に関する国際協力に関して、以下の事業を有機的・総合的に展開することにより、人類共通の財産である文化財保護に関する国際協力を通じて、我が国の国際貢献に寄与する。

- (1) 文化財の保護制度や施策の国際動向及び国際協力等の情報を収集、分析して活用する。また、国内の研究

機関間の連携強化や共同研究、研究者間の情報交換の活発化を図るとともに、継続的な国際協力のネットワークを構築し、その成果をもとにアジア地域を中心とする諸外国の文化財の保護事業を推進する。

① ユネスコ、ICOMOS、ICOM等が行う主要な国際会合へ出席し、情報の収集を行うとともに、アジア地域の文化財保護に関わる機関等とも連携して文化遺産国際ワークショップを行い、当該地域における文化財情報の収集に努めるとともに、今後の協力関係を築く基礎とする。

(2) 国際共同研究等を通じて諸外国の保存・修復の考え方や技術に関する研究を進め、国際協力を推進するための基盤を形成するとともに、その成果をもとにアジア地域を主とする諸外国において文化財保護事業を推進する。

① 文化財の保存修復事業及び国際共同研究事業を以下のように実施し、成果を広く公表する。

ア 敦煌莫高窟壁画及び陝西省墳墓壁画を始めとする中国の文化遺産の保存修復のための共同研究を実施する。また、モンゴルの文化財保存修復事業に協力する。

イ 東南アジア地域における文化財保存修復協力事業及び調査研究等を実施する。特にカンボジア・アンコール遺跡群（西トップ寺院遺跡及びタ・ネイ遺跡等）、ベトナム・タンロン皇城遺跡、タイ・スコタイ遺跡等において建築史的、考古学的、保存科学的調査を実施する。

ウ アフガニスタン（主としてバーミヤーン）及びイラクの文化財保存修復協力事業を実施する。また、併せて周辺地域（西アジア諸国等）の文化財調査研究及び保存修復協力事業を実施する。

エ 上記各事業と連携しつつ、文化財の保存修復手法に関するワークショップの開催等を通じて国内外の専門家との情報の共有化を図る。

(3) 文化財保護の担当者や学芸員及び保存修復専門家を対象とした研修や専門家の派遣を通じて諸外国における文化財の保存・修復に関する人材育成と技術移転を積極的に進める。

① 諸外国の考古学、建造物、歴史資料及び保存科学等の文化財保護に係る専門家の人材育成を国内または現地で実施する。

② 国内外の諸機関等と連携して人材育成や技術移転等の国際支援を実施する。

③ 国際協力機構、ユネスコアジア文化センター等が実施する研修への協力を行う。

(4) アジア太平洋無形文化遺産研究センターを設置し、ユネスコ無形文化遺産保護条約を中心とした国際的動向の情報収集を図り、アジア太平洋地域における無形文化遺産保護に係る調査・研究の拠点として、同地域の無形文化遺産保護に関する基礎的な調査・研究を行うとともに、我が国の知見を通じて、無形文化遺産保護の国際的充実に資する。

6 情報資料の収集・整備及び調査研究成果の発信

以下のとおり、調査・研究に基づく資料の作成及び文化財に関連する資料の収集・整理・保管を行うとともに、調査・研究成果を積極的に公表・公開し、国内外の研究者や広く一般の人が調査・研究成果を容易に入手できるようにする。

(1) 文化財関係の情報を収集して積極的に発信するため、ネットワークのセキュリティの強化及び高速化等に対応した情報基盤の整備・充実を行う。また、文化財情報の計画的収集・整理・保管及びそれらの電子化の推進による文化財に関する専門的アーカイブの拡充を行うとともに、調査・研究に基づく成果としてのデータベースの充実を行う。

① ネットワークのセキュリティの強化及び高速化等に対応した情報基盤の整備・充実を図る。

② 文化財に関するデータベースの充実とアーカイブ機能の更新と拡張を図る。

③ 文化財関係資料や図書の収集・整理・公開・提供について充実するよう努める。

(2) 文化財に関する調査・研究に基づく成果について、定期的な刊行物を刊行するとともに、公開講演会、現地説明会、国際シンポジウムの開催等により、積極的に公開・提供する。また、研究所の研究・業務等を広報するためウェブサイトの充実を図るとともに、ウェブサイトアクセス件数の統一を図り、アクセス件数の向上を図る。

① 定期刊行物の刊行

- 『東京文化財研究所年報』
- 『東京文化財研究所概要』
- 『東文研ニュース』
- 『美術研究』（年3冊）
- 『日本美術年鑑』（年1冊）
- 『無形文化遺産研究報告』（年1冊）
- 『無形民俗文化財研究協議会報告書』（年1冊）
- 『保存科学』（年1冊）
- 『奈良文化財研究所紀要』
- 『奈良文化財研究所概要』
- 『奈文研ニュース』
- 『埋蔵文化財ニュース』
- ② 公開講演会、現地説明会、国際シンポジウムの開催等
 - 国際シンポジウムの開催（年1回）
 - 公開学術講座（オープンレクチャー）（年1回）
 - 公開講演会
 - 現地説明会

③ ウェブサイトの充実

- ア アクセス件数のカウントをユーザーセッション数に統一する。
- イ アクセス件数の向上を図るため、ウェブサイトの内容の充実を図る。

（3）平城宮跡資料館、藤原宮跡資料室、飛鳥資料館については、研究成果の公開施設としての役割を強化する観点から展示を充実させ、調査・研究成果の内容を広く一般に理解を深めてもらうことに資する。来館者数については、前期中計計画期間の年度平均（特別展示等による来館者数の著しい変動実績を除く。）以上確保する。

① 平城宮跡資料館における展示・公開

常設展（月曜日、年末年始休館）

特別展（年1回）

企画展（年2回）

年間目標来館者数 85,300人

② 飛鳥資料館における常設展示の充実と特別展示の開催

常設展示（月曜日、年末年始休館 有料公開 ただし平成23年4月1日～5月13日まで無料）

特別展示（年2回）

企画展の開催（年1回）

年間目標来館者数 48,800人

③ 藤原宮跡資料室における展示・公開

常設展（土・日曜日、祝日、休日、年末年始休館 無料公開）

年間目標来館者数 4,400人

（4）文化庁と国土交通省が行う平城宮跡、飛鳥・藤原宮跡等の公開・活用事業に協力し、支援を実施する。また、宮跡等への来訪者に文化財及び奈良文化財研究所の研究成果等に関する理解を深めてもらうため、解説ボランティアを育成するとともに、NPO法人等が自主的に行う各種ボランティア事業に対して活動機会・場所の提供等の支援を行う。

① 文化庁と国土交通省が行う平城宮跡、飛鳥・藤原宮跡等の公開・活用事業への協力

- 文化庁平城宮跡宮跡等管理事務所の運営への協力
- 国土交通省が行う平城宮跡第一次大極殿院復原への協力
- 国土交通省が行う平城宮跡展示館（仮称）の建設への協力

○国土交通省が行う国営飛鳥歴史公園キトラ古墳周辺地区公園予定地内の体験学習館の建設への協力

② 平城宮跡解説ボランティア事業の実施

③ 平城宮跡防災・防犯パトロール「平城宮跡みまもり隊」への参加

④ NPO法人等への支援

7 地方公共団体への協力等による文化財保護の質的向上

我が国の文化財に関する調査・研究の中核として、これまでの調査・研究の成果を活かし、国・地方公共団体等に対する専門的・技術的な協力・助言を行うことにより、我が国全体の文化財の調査・研究の質的向上に寄与する。また、専門指導者層を対象とした研修等を行い、文化財保護に必要な人材を養成する。

(1) 地方公共団体や大学、研究機関との連携・協力体制を構築し、これらの機関が有する文化財に関する情報の収集、知見・技術の活用、本機構が行った調査・研究成果の発信等を通じて、文化財に関する協力・助言の円滑かつ積極的な実施を行う。

① 地方公共団体等からの要請に応じ、それへの協力・助言・専門的知識の提供等を実施する。

② これまで蓄積した調査・研究の成果を活かし、他機関等との共同研究及び受託研究を実施する。

③ 災害により被災した文化財の保護のため、文化庁の要請を受け、国立文化財機構は東京文化財研究所に事務局を設置し、東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業（文化財レスキュー事業）を実施する等、地方公共団体等に対する支援・協力をを行う。

(2) 文化財に関する高度な研究成果をもとに、地方公共団体等で中核となる文化財担当者に対し埋蔵文化財等に関する研修を実施するとともに、保存担当学芸員に対し保存科学に関する研修を実施する。

① 埋蔵文化財担当者研修の実施

専門研修13課程、研修人数延べ160人

② 博物館・美術館等の保存担当学芸員研修の実施

期間2週間、受講生25名程度

③ 東京藝術大学、京都大学、奈良女子大学との間での連携大学院教育の推進

○東京藝術大学：システム保存学（保存環境学、修復材料学）

○京都大学：共生文明学（文化・地域環境論）

○奈良女子大学：比較文化学（文化史論）

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 一般管理費の削減

(1) 共通的な事務の一元化による業務の効率化

1) 財務、人事、企画事務の共通的な事務の一元化を推進し事務の効率化を引き続き図る。

2) 国立博物館各館における翌年度以降の展覧会企画等について「研究・学芸系職員連絡協議会」において連絡・調整を行い、企画機能強化を図る。

3) 新設されるアジア太平洋無形文化遺産研究センターを含めたネットワークの共通化及び機構全体のグループウェアの共通化を図り、業務の効率的な運用及び情報の共有化を引き続き推進する。

(2) 計画的なアウトソーシング

以下の業務の外部委託を継続して実施する。

(東京国立博物館)

・資料館業務の一部

(京都国立博物館)

・看視案内業務及び設備保全業務の一部

・受付・案内・警備業務、売札業務及び清掃業務

・情報システムの運用・管理・開発業務の一部

(奈良国立博物館)

- ・建物設備の運転・管理業務
- ・警備及び看視案内の一部並びに売札及び清掃業務

(九州国立博物館)

- ・建物設備の運転・管理業務等
- ・警備業務、看視案内業務及び清掃業務

(東京文化財研究所・奈良文化財研究所)

- ・警備業務、清掃業務及び建物設備の運転・管理業務等

(3) 使用資源の減少

- ・省エネルギー

1) 光熱水量の使用状況を把握し、管理部門を中心に引き続き節減に努める。

(エネルギー使用量は、5年計画期間中に5%削減)

- ・廃棄物減量化

1) 使用資源の節減に努め、廃棄物の減量化に引き続き努める。

- ・リサイクルの推進

1) 廃棄物の分別収集を徹底し、リサイクルを引き続き推進する。

(4) 自己収入の増大

独立行政法人整理合理化計画(19年12月24日閣議決定)の方針に基づき設定した外部資金の活用及び自己収入の増大に向けた定量的目標の達成を、引き続き目指す。

1) 機構全体において、入場料収入(共催展を除く)及びその他収入について、1.16%の増加を目指す。

2) 機構全体において、寄附金226件及び科学研究費補助金76件の確保を目指す。

2 給与水準の適正化等

国家公務員の給与水準や手当を考慮した役職員の給与の適正化を計画的に取り組む。またこれまでの人件費改革の取り組みを平成23年度まで継続する。ただし、人事院勧告を踏まえた給与改定分及び競争的資金により雇用される任期付職員に係る人件費については総人件費改革の削減対象から除く。また、削減対象の「人件費」の範囲は、各年度中に支給した報酬(給与)、賞与、その他の手当の合計額とし、退職手当、福利厚生費は含まない。

その際、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた、地場賃金の適正な反映、年功的な給与上昇の抑制、勤務実績の給与等への反映等に取り組む。

3 契約の適正化の推進

1) 契約監視委員会を実施する。

2) 施設内店舗の貸付について企画競争を導入する。

3) 民間競争入札を推進する。

(東京国立博物館・東京文化財研究所)

- ・施設管理・運営業務を継続して外部委託を行う。

(東京国立博物館)

- ・展示場における来館者対応等業務を継続して外部委託を行う。

4 保有資産の有効利用の推進

(博物館4施設)

1) 講座・講演会等を開催する。

2) 講堂等の利用案内を関係団体、学校等に対し積極的に行う。

3) 国際交流及び日本文化の紹介や入館者の拡大を目的としたコンサートなどを実施し、施設の有効利用を図る。

(文化財研究所2施設)

セミナー室、講堂等一般の利用の供することが可能な施設の有料貸付を実施するとともに、展示公開施設におけるミュージアムショップの運営委託等、施設の有効利用の推進を引き続き図る。

5 内部統制の充実・強化

(1) 理事長のマネジメント強化

1) モニタリングの実施

- ・自己点検評価を行う。
- ・監事監査を行う。
- ・内部監査を行う。

2) リスクマネジメントの実施

- ・関連する諸規程を整備する。
- ・危機管理マニュアルの見直し等を随時行う。

(2) 外部有識者による事業評価

- 1) 運営委員会、外部評価委員会を実施し、その結果を組織、事務、事業等の改善に反映させる。
- 2) 職員の資質向上を図るため各種研修を実施する。

(3) 情報セキュリティ対策の向上と改善

- 1) 情報セキュリティについて定期監査等を実施する。

Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画

1 予算

別紙のとおり

2 収支計画

別紙のとおり

3 資金計画

別紙のとおり

Ⅳ その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 施設・設備に関する計画

別紙のとおり施設・設備に関する計画に沿った整備を推進する。

2 人事計画に関する計画

- (1) 職員の能力や業績を適切に反映できる人事・給与制度を検討する。
- (2) 近隣大学等との交流を進め、優秀な人材を確保する。
- (3) 各種研修を積極的に実施し、また、職員を外部の研修に派遣するなど、その資質の向上を図る。
- (4) 非公務員化のメリットを活かした制度の活用方法について引き続き検討する。
- (5) 専門スタッフの配置などの計画的な人材の確保・育成に向け、検討を進める。

予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	7,941
施設整備費補助金	4,792
展示事業等収入	1,188
受託収入	26
計	13,947
支 出	
管理経費	1,502
うち人件費	668
うち一般管理費	834
業務経費	7,627
うち人件費	2,450
うち調査研究事業費	1,297
うち情報公開事業費	169
うち研修事業費	18
うち国際研究協力事業費	245
うち展示出版事業費	187
うち展覧事業費	3,206
うち教育普及事業費	55
施設整備費	4,792
受託事業費	26
計	13,947

収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	6,907
経常経費	6,907
管理経費	1,084
うち人件費	668
うち一般管理費	416
業務経費	5,414
うち人件費	2,450
うち調査研究事業費	743
うち情報公開事業費	95
うち研修事業費	11
うち国際研究協力事業費	138
うち展示出版事業費	113
うち展覧事業費	1,833
うち教育普及事業費	31
受託事業費	26
減価償却費	383
収益の部	6,907
運営費交付金収益	5,310
展示事業等の収入	1,188
受託収入	26
資産見返運営費交付金戻入	326
資産見返物品受贈額戻入	57

資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	13,947
業務活動による支出	6,524
投資活動による支出	7,423
資金収入	13,947
業務活動による収入	9,155
運営費交付金による収入	7,941
展示事業等による収入	1,188
受託収入	26
投資活動による収入	4,792
施設整備費補助金による収入	4,792

施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・整備の内容	予 定 額	財 源
京都国立博物館 平常展示館建替工事 (19年度～24年度)	4,792	施設整備費補助金

9. 関係法規一覧

○独立行政法人国立文化財機構業務方法書

平成13年4月2日
文部科学大臣認可
改正 平成17年4月1日
改正 平成19年4月1日
改正 平成23年4月1日

(目的)

第一条 独立行政法人国立文化財機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人国立文化財機構法（平成十一年法律第百七十八号。以下「機構法」という。）第三条に規定する目的を達成するため、その業務に関し、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第一項の規定に基づき、この業務方法書を定める。

(業務運営の基本方針)

第二条 機構の業務は、法令及びこの業務方法書の定めるところに従い、適正かつ確実な運営を期するとともに、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図るよう執行しなければならない。

(博物館の設置)

第三条 機構が設置する博物館（以下「各博物館」という。）は、次に掲げるものとする。

- 一 東京国立博物館
 - イ 本館
 - ロ 平成館
 - ハ 東洋館
- 二 法隆寺宝物館
 - ホ 表慶館
 - ヘ 黒田記念館
 - ト 資料館
- チ その他の施設
- 二 京都国立博物館
 - イ 本館
 - ロ 新館
 - ハ 文化財保存修理所
 - ニ その他の施設
- 三 奈良国立博物館
 - イ 本館
 - ロ 西新館
 - ハ 東新館
 - ニ 仏教美術資料研究センター
 - ホ 文化財保存修理所
 - ヘ その他の施設
- 四 九州国立博物館
 - イ 本館

(文化財研究所の業務を行うための施設)

第四条 機構は、各博物館以外に次に掲げる施設（以下「各文化財研究所」という。）において業務を行う。

- 一 東京文化財研究所
- イ 東京文化財研究所本庁舎
- 二 奈良文化財研究所
- イ 奈良文化財研究所本庁舎
- ロ 平城宮跡資料館
- ハ 都城発掘調査部（飛鳥・藤原地区）庁舎
- ニ 飛鳥資料館
- ホ その他の施設
- 三 アジア太平洋無形文化遺産研究センター
- イ アジア太平洋無形文化遺産研究センター庁舎

第五条 機構は、各博物館並びに前条第一号及び第二号に掲げる施設を常に良好な状態で維持管理しなければならない。

(収集、保管及び一般の観覧) ※機構法第十二条第一項第二号

第六条 機構は、各博物館において次に掲げる文化財を収集し、保管して一般の観覧に供する。

- 一 日本及び東洋の絵画、彫刻、書跡等
 - 二 日本及び東洋の金工、刀剣、陶磁、漆工、染織等
 - 三 日本及び東洋の考古資料
 - 四 日本及び東洋の歴史・民族資料
 - 五 その他の有形文化財
- 2 機構は、必要に応じて各博物館以外の場所において、前項に掲げる文化財を一般の観覧に供することができる。
- 3 機構は、第一項に掲げる文化財を博物館その他これに類する施設と貸借することができる。

第七条 機構は、次に掲げる教育及び普及の事業を行う。

- 一 講演会、講座、シンポジウム、列品解説等
- 二 定期刊行物、図版目録、展覧会目録、研究論文、調査報告書、パンフレット、ガイドブック等の刊行
- 三 その他の事業

(博物館の供用)

第八条 機構は、各博物館を文化財の保存又は活用を目的とする事業の利用に供することができる。

2 機構は、九州国立博物館に文化財保存修復施設を置き、第三条第二号ハ及び同条第三号ホに掲げる文化財保存修理所又は当該文化財保存修復施設を、第六条第一項に掲げる文化財又は国宝・重要文化財その他これに準ずる文化財の修理の用に供することができる。

(文化財に関する調査及び研究)

第九条 機構は、次に掲げる文化財に関する調査及び研究を行う。

- 一 美術に関する調査及び研究
- 二 無形文化財、無形民俗文化財及び文化財保存技術に関する調査及び研究
- 三 建造物及び伝統的建造物群に関する調査及び研究
- 四 考古資料及びその他の歴史資料に関する調査及び研究
- 五 遺跡に関する調査及び研究
- 六 文化的景観に関する調査及び研究
- 七 埋蔵文化財に関する調査及び研究

- 八 平城宮跡、藤原宮跡及び飛鳥地域における宮跡その他の遺跡に関する調査及び研究
- 九 文化財の保存に関する調査及び研究
- 十 文化財の修復に関する調査及び研究
- 十一 文化財の情報及び資料に関する調査及び研究
- 十二 前各号の業務に関する国際共同研究
- 十三 文化財の管理方法及び展示方法に関する調査及び研究
- 十四 アジア太平洋地域における無形文化遺産に関する調査及び研究
- 十五 その他文化財の収集、保管及び一般の観覧の充実に資する調査及び研究

(調査及び研究成果の普及及び活用の促進)

第十条 機構は、前条の調査及び研究に基づき、次に掲げる資料を作成し、公表する。

- 一 調査報告、研究成果報告、研究論文等
 - 二 写真、絵図、映像記録、音声記録等
 - 三 復元模型、複製品等
 - 四 データベース
 - 五 その他
- 2 前項により作成した資料は、次に掲げる方法を用いて公開し、成果の普及を図るとともにその活用を促進する。
- 一 研究発表会、公開学術講座、公開講演会、現地説明会等の開催
 - 二 年報、調査報告書、研究成果報告書、研究論文集、図録等の刊行
 - 三 黒田記念館、飛鳥資料館、平城宮跡資料館、藤原宮跡資料室における展示・公開
 - 四 データベース検索サービスの提供
 - 五 ホームページ、広報資料等への掲載
 - 六 その他
- 3 機構は、調査及び研究成果を活用して海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力を行う。

(情報及び資料の収集、整理及び提供)

第十一条 機構は、次に掲げる文化財に関する国内外の情報及び資料を収集し、整理し、提供する。

- 一 図書、逐次刊行物、研究成果報告書、調査報告書、地図、絵図、拓本等
 - 二 写真、スライド、マイクロフィルム、磁気媒体、光ディスク、レコード等
 - 三 その他の情報及び資料
- 2 前項により収集及び整理した情報及び資料は、閲覧、刊行物、ホームページその他の方法を用いて一般の利用に供する。

(研修) ※機構法第十二条第一項第八号

第十二条 機構は、第六条、第七条及び第九条から前条までの業務に関し、地方公共団体並びに博物館、文化財に関する調査及び研究を行う研究所その他これに類する施設（以下「地方公共団体等」という。）の職員の資質の向上を図るため、次に掲げる研修を行うとともに、地方公共団体等が行う研修への協力を行う。

- 一 文化財の保存修復に関する研修
- 二 埋蔵文化財の発掘、測量、写真撮影、報告書作成等に関する研修
- 三 その他

(援助及び助言)

第十三条 機構は、第六条、第七条及び第九条から第十一条までの業務に関し、地方公共団体等の求めに応じて援助及び助言を行う。

(附帯業務)

第十四条 機構は、第三条及び第六条から前条までに定める業務に附帯する業務を行う。

(国際文化交流の振興)

第十五条 機構は、第三条及び第六条から前条までに定める業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、国際文化交流の振興を目的とする展覧会その他の催しを主催し、又は各博物館をこれらの利用に供することができる。

(料金の徴収)

第十六条 機構は、第六条から前条までに定める業務に伴い、別に定める料金を徴収することができる。

(業務委託の基準)

第十七条 機構は、第三条及び第五条から前条までの業務について、当該業務が確実実施でき、また、委託する合理的な事由がある場合には、これらの業務の一部を外部の者に委託してこれを行うことができる。

2 受託者の選定及び契約の方法等について必要な事項は、別に定める。

(競争入札その他契約に関する基本的事項)

第十八条 機構は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、すべて公告して申込みをさせることにより競争に付するものとする。ただし、予定価格が少額である場合その他の別に規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができる。

(外部資金)

第十九条 機構は、機構法第三条に規定する目的に資するため、寄附金その他の外部資金を受け入れることができる。

2 外部資金の受け入れについて必要な事項は、別に定める。

(九州国立博物館の業務運営)

第二十条 機構は、福岡県等と連携協力を図り、九州国立博物館の業務運営を行う。

(無形文化遺産に関する調査及び研究)

第二十一条 機構は、堺市等と連携協力を図り、第九条第十四号の業務を行う。

(業務細則の作成)

第二十二条 機構は、この業務方法書に定めるもののほか、機構の業務に関し必要な細則を定める。

附 則

この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、平成十三年四月一日から適用する。

附 則

この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、平成十九年四月一日から適用する。

附 則

この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、平成二十三年四月一日から適用する。ただし、第四条第三号の規定は、平成二十三年十月一日から施行する。

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人国立文化財機構組織規程第21条の規定に基づき、国立文化財機構（以下「機構」という）が設置する東京文化財研究所及び奈良文化財研究所（以下「研究所」という。）の組織、職制及び事務の分掌について定めることを目的とする。

(職制)

第2条 研究所に置く研究職は、上席研究員、主任研究員及び研究員とする。

(副所長)

第3条 研究所に副所長を置く。

2 副所長は所長を補佐する。

3 副所長は、所長に事故あるときはその職務を代理し、所長が欠員のときはその職務を行う。

第4条 部、センター、課及び室にはそれぞれ部長、センター長、課長、及び室長を置く。

2 飛鳥資料館に館長を置く。

3 東京文化財研究所企画情報部に副部長を保存修復科学センターに副センター長を置くことができる。

4 部長（研究支援推進部長を除く）、センター長、副部長及び副センター長は上席研究員をもって充てる。

5 部長及びセンター長は、上司の命を受け、当該部及びセンターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

6 副部長は部長を副センター長はセンター長を補佐する。

7 室長（研究支援推進部に置く室を除く）は上席研究員又は主任研究員をもって充てる。

8 課長及び室長は、上司の命を受け、当該課及び室の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

9 上席研究員及び主任研究員（部長、センター長、副部長、副センター長及び室長は除く。）は、上司の命を受け、当該部又はセンターの専門的事項の調査研究について連絡調整し、及びその指導に当たる。

10 課には必要に応じ補佐を置くことができる。

11 課長補佐は、課長を補佐する。

12 係に係長を置く。

13 係長は、上司の命を受け、当該係の事務を処理する。

14 課及び室には必要に応じて主任を置く。

15 主任は、上司の命を受け、課の事務のうち特定の事項を処理する。

16 課及び室に専門員及び専門職員を置くことができる。

17 専門員は、上司の命を受け高度の専門的知識を必要とする事務を処理する。

18 専門職員は、上司の命を受け専門的知識を必要とする事務を処理する。

(首席研究員)

第5条 研究所の部又はセンターに首席研究員を置くことができる。

(1) 首席研究員は上席研究員のうち、特に顕著な業績を有する者から各研究所長が命ずるものとする。

2 各所長は首席研究員を命じたときは、すみやかに理事長に報告するものとする。

(東京文化財研究所研究支援推進部の所掌事務)

第6条 研究支援推進部は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 東京文化財研究所の職員の人事に関すること。

(2) 東京文化財研究所の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。

(3) 機密に関すること。

(4) 所長の公印及び所印の保管に関すること。

- (5) 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
 - (6) 東京文化財研究所の所掌事務に関する連絡調整に関すること。
 - (7) 東京文化財研究所の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
 - (8) 国際協力、研究交流に係る企画及び立案に関すること。
 - (9) 研修及び国際研究集会の実施に関すること。
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、東京文化財研究所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
- (研究支援推進部に置く室)

第7条 研究支援推進部に管理室を置く。

2 管理室は前条に掲げる事務をつかさどる。

(企画情報部の所掌事務)

第8条 企画情報部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 各部及び各センターにおける文化財情報の管理の統括を行うこと。
- (2) 文化財所有者からの調査研究についての依頼の調整及び成果のとりまとめを行うこと。
- (3) 美術に関する調査及び研究を行うこと。
- (4) 前号の調査及び研究に基づく資料の作成並びにその公表を行うこと。

(企画情報部に置く室)

第9条 企画情報部に情報システム研究室、文化財アーカイブズ研究室、文化形成研究室、近・現代視覚芸術研究室及び広領域研究室を置く。

2 情報システム研究室においては、前条第1号に掲げる事務のうち、東京文化財研究所の情報システムの管理・運営及び研究成果の公開に関するものをつかさどる。

3 文化財アーカイブズ研究室においては、前条第1号に掲げる事務のうち、文化財に関する情報及び資料の収集、整理、公開に関するもの並びに前条第2号に掲げる事務をつかさどる。

4 文化形成研究室は、前条各号に掲げる事務のうち、日本、東洋の古代、中世、近世美術に関するものをつかさどる。

5 近・現代視覚芸術研究室は、前条各号に掲げる事務のうち、日本、東洋の近代、現代及び西洋美術に関するもの並びに黒田記念館に関する事務をつかさどる。

6 広領域研究室は、前条各号に掲げる事務のうち、日本、東洋美術に関して人文、自然科学にわたる広領域に関するものをつかさどる。

(無形文化遺産部の所掌事務)

第10条 無形文化遺産部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 我が国の無形文化財、無形民俗文化財、文化財保存技術の保存・継承に関する調査研究を行うこと。
- (2) 前号の調査及び研究に基づく資料の作成並びにその公表を行うこと。

(無形文化遺産部に置く室)

第11条 無形文化遺産部に無形文化財研究室、無形民俗文化財研究室及び音声・映像記録研究室を置く。

2 無形文化財研究室は、前条各号に掲げる事務のうち、無形文化財及び文化財保存技術に関するものをつかさどる。

3 無形民俗文化財研究室は、前条各号に掲げる事務のうち、無形民俗文化財に関するものをつかさどる。

4 音声・映像記録研究室は、前条各号に掲げる事務のうち、音声及び映像記録に関するものをつかさどる。

(保存修復科学センターの所掌事務)

第12条 保存修復科学センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 文化財の保存に関する科学的な調査及び研究を行うこと(文化遺産国際協力センターの所掌に属するものを除く。)

(2) 文化財の修復に関する科学的な調査及び研究並びに文化財の修復のための技術に関する調査及び研究を行うこと(文化遺産国際協力センターの所掌に関するものを除く。)

(3) 前各号の調査及び研究に基づく資料の作成並びにその公表を行うこと。

(保存修復科学センターに置く室)

第13条 保存修復科学センターに保存科学研究室、分析科学研究室、生物科学研究室、修復材料研究室、伝統技術研究室及び近代文化遺産研究室を置く。

2 保存科学研究室は、前条第1号及び第3号に掲げる事務のうち、物理的手法による調査及び研究に関するものをつかさどる。

3 分析科学研究室は、前条第1号及び第3号に掲げる事務のうち、化学的手法による調査及び研究に関するものをつかさどる。

4 生物科学研究室は、前条第1号及び第3号に掲げる事務のうち、生物学的手法による調査及び研究に関するものをつかさどる。

5 修復材料研究室は、前条第2号及び第3号に掲げる事務のうち、文化財の修復に関わる新材料、伝統材料に関するものをつかさどる。

6 伝統技術研究室は、前条第2号及び第3号に掲げる事務のうち、絵画、工芸品、建築など伝統的技法が基本となる修復に関するものをつかさどる。

7 近代文化遺産研究室は、前条第2号及び第3号に掲げる事務のうち、新材料及び新技術を応用した修復方法に関するものをつかさどる。

(文化遺産国際協力センターの所掌事務)

第14条 文化遺産国際協力センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 文化財の保存及び修復に係る国際協力を行うこと。

(2) 前号の事務に関する調査及び研究を行うこと。

(3) 前号の調査及び研究に基づく資料の作成並びにその公表を行うこと。

(4) 第1号の事務に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。

(文化遺産国際協力センターに置く室)

第15条 文化遺産国際協力センターに国際情報研究室、保存計画研究室及び地域環境研究室を置く。

2 国際情報研究室は、前条各号に掲げる事務のうち、国際社会における文化財に関する理念、法制度等文化財と社会に関するもの及び人材養成、並びに文化財研究所が行う国際協力等の専門的事項についての連絡調整に関するものをつかさどる。

3 保存計画研究室は、前条各号に掲げる事務のうち、世界各国・地域の文化財の保存、整備、修景計画及び活用計画並びに地域開発及び観光開発と文化財の関わりに関するものをつかさどる。

4 地域環境研究室は、前条各号に掲げる事務のうち、世界各国・地域の文化財の保存に関わる自然環境、歴史的・人文的環境及び経済的環境に関するものをつかさどる。

(共通事務)

第16条 企画情報部、無形文化遺産部、保存修復科学センター及び文化遺産国際協力センター並びにこれらに置かれる室は、第六条から前条までに掲げるもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) その所掌事務に関し、地方公共団体並びに文化財に関する調査及び研究を行う研究所その他これに類する施設(以下「地方公共団体等」という。)の職員に対する研修を行うこと。

(2) その所掌事務に関し、地方公共団体等に対し、援助及び助言を行うこと。

(奈良文化財研究所研究支援推進部の所掌事務)

第17条 研究支援推進部は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 奈良文化財研究所の職員の人事に関すること。

(2) 奈良文化財研究所の職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。

(3) 機密に関すること。

(4) 所長の官印及び所印の保管に関すること。

(5) 公文書の接受、発送、編集及び保存に関すること。

- (6) 奈良文化財研究所の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
- (7) 奈良文化財研究所の財産及び物品の管理に関すること。
- (8) 奈良文化財研究所が行う研修に関すること。
- (9) 奈良文化財研究所の施設及び設備の維持並びに管理に関する事務を処理すること。
- (10) 奈良文化財研究所の所掌事務に関する連絡調整に関すること。
- (11) 奈良文化財研究所の運営・研究推進に係る企画立案及び連絡調整に関すること。
- (12) 奈良文化財研究所における事業計画の策定、広報及び地域との連携に関すること。
- (13) 奈良文化財研究所の情報基盤の整備並びに管理に関すること。
- (14) 奈良文化財研究所の所掌事務に係る遺跡その他の資料の保全のための警備に関すること。
- (15) 奈良文化財研究所の保有する資料の展示、公開及び活用に関する事務を処理すること。
- (16) 前各号に掲げるもののほか、奈良文化財研究所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(研究支援推進部に置く課)

第18条 研究支援推進部に、総務課、連携推進課及び研究支援課を置く。

- 2 総務課は、前条第1号から第10号まで及び第16号に掲げる事務をつかさどる。
- 3 連携推進課は、前条第11号から第13号及び第15号に掲げる事務をつかさどる。
- 4 研究支援課は、前条第14号に掲げる事務をつかさどる。

(企画調整部の所掌事務)

第19条 企画調整部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 奈良文化財研究所が行う研究に係る事業の実施についての総合調整を行う。
- (2) 奈良文化財研究所の所掌事務に関し、地方公共団体等の職員に対する研修及び地方公共団体等に対し、援助及び助言を行うこと。
- (3) 文化財に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
- (4) 奈良文化財研究所の情報システムの管理及び運営に関すること。
- (5) 奈良文化財研究所が行う国際協力、国際交流及び国際研修等を行うこと。
- (6) 奈良文化財研究所の研究成果及び保有する資料の展示、公開、活用に関すること。
- (7) 文化財に関する写真の製作及び管理を行うこと。

(企画調整部に置く室)

第20条 企画調整部に企画調整室、文化財情報研究室、国際遺跡研究室、展示企画室及び写真室を置く。

- 2 企画調整室においては、前条第1号から第2号までの事務をつかさどる。
- 3 文化財情報研究室においては、前条第3号から第4号までの事務をつかさどる。
- 4 国際遺跡研究室においては、前条第5号の事務をつかさどる。
- 5 展示企画室においては、前条第6号の事務をつかさどる。
- 6 写真室においては、前条第7号の事務をつかさどる。

(文化遺産部の所掌事務)

第21条 文化遺産部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 歴史資料（考古資料を含む）及びその他の資料（都城発掘調査部、埋蔵文化財センター及び飛鳥資料館の所掌に属するものを除く）に関する調査及び研究を行うこと。
- (2) 前号の調査及び研究に基づく資料の作成及びその公表を行うこと。
- (3) 歴史資料（考古資料を含む）及びその他の資料（都城発掘調査部、埋蔵文化財センター及び飛鳥資料館の所掌に属するものを除く）に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
- (4) 建造物及び伝統的建造物群に関する調査及び研究を行うこと。
- (5) 前号の調査及び研究に基づき資料の作成並びにその公表を行うこと。
- (6) 建造物及び伝統的建造物群に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
- (7) 宮跡等整備に伴う専門的・技術的な調査及び研究を行うこと。

- (8) 庭園及び文化的景観に関する調査及び研究を行うこと。
- (9) 前号の調査及び研究に基づく資料の作成及びその公表を行うこと。
- (10) 庭園及び文化的景観に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
- (11) 遺跡の保存・整備・活用（都城発掘調査部、埋蔵文化財センター及び飛鳥資料館の所掌に属するものを除く）に関する調査及び研究を行うこと。
- (12) 前号の調査及び研究に基づく資料の作成及びその公表を行うこと。
- (13) 遺跡の保存・整備・活用（都城発掘調査部、埋蔵文化財センター及び飛鳥資料館の所掌に属するものを除く）に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。

(文化遺産部に置く室)

第22条 文化遺産部に、歴史研究室、建造物研究室、景観研究室及び遺跡整備研究室を置く。

- 2 歴史研究室は、前条第1号から第3号までの事務をつかさどる。
- 3 建造物研究室は、前条第4号から第7号までの事務をつかさどる。
- 4 景観研究室は、前条第8号から第10号までの事務をつかさどる。
- 5 遺跡整備研究室は、前条第7号及び第11号から第13号までの事務をつかさどる。

(都城発掘調査部の所掌事務)

第23条 都城発掘調査部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 平城宮跡（平城京域、南都諸大寺を含む。以下「平城宮跡等」という。）、藤原宮跡及び飛鳥地域における宮跡その他の遺跡（以下「藤原宮跡等」という。）の発掘調査を行うこと。
- (2) 平城宮跡等及び藤原宮跡等に関する調査及び研究を行うこと。
- (3) 前2号の業務に基づく資料の作成並びにその公表を行うこと。
- (4) 平城宮跡等及び藤原宮跡等に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
- (5) 平城宮跡等及び藤原宮跡等整備に係る専門的・技術的な調査及び研究を行うこと。
- (6) 平城宮跡等及び藤原宮跡等の整備に関して、専門的・技術的な指導及び助言を行うこと。

(都城発掘調査部に置く室)

第24条 都城発掘調査部に、考古第一研究室、考古第二研究室、考古第三研究室、遺構研究室及び史料研究室を置く。

- (1) 考古第一研究室は、前条第1号から第4号までに掲げる事務のうち、木器、金属器等の遺物に関するものをつかさどる。
 - (2) 考古第二研究室は、前条第1号から第4号までに掲げる事務のうち、土器等の遺物に関するものをつかさどる。
 - (3) 考古第三研究室は、前条第1号から第4号までに掲げる事務のうち、瓦等の遺物に関するものをつかさどる。
 - (4) 遺構研究室は、前条第1号から第5号までに掲げる事務のうち、遺構、計測及び修景に関するものをつかさどる。
 - (5) 史料研究室は、前条第1号から第4号に掲げる事務のうち、木簡及び史料に関するものをつかさどる。
- 2 副部長は、前条第1号から第6号に掲げる事務のうち、平城宮跡等又は藤原宮跡等の事務を掌理する。

(埋蔵文化財センターの所掌事務)

第25条 埋蔵文化財センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 埋蔵文化財に関する調査及び研究を行うこと。
- (2) 前号の調査及び研究に基づく資料の作成並びにその公表を行うこと。
- (3) 埋蔵文化財に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。

(埋蔵文化財センターに置く室)

第26条 埋蔵文化財センターに保存修復科学研究室、環境考古学研究室、年代学研究室及び遺跡・調査技術研究室を置く。

- 2 保存修復科学研究室は、前条第1号から第3号に掲げる事務のうち、遺物・遺構の保存科学的な処理に関する

るものをつかさどる。

- 3 環境考古学研究室は、前条第1号から第3号に掲げる事務のうち、動植物遺存体等の調査法及び分析技術に関するものをつかさどる。
- 4 年代学研究室は、前条第1号から第3号に掲げる事務のうち、埋蔵文化財等の年代学に関するものをつかさどる。
- 5 遺跡・調査技術研究室は、前条第1号から第3号に掲げる事務のうち、埋蔵文化財の調査・研究手法及び測量・探査等に関するものをつかさどる。

(飛鳥資料館の所掌事務)

第27条 飛鳥資料館は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 飛鳥地域に関する考古資料、歴史資料、建造物、絵画、彫刻、古文書その他の資料の収集、保管、展示、模写、模造、写真の作成、調査研究及び解説を行うこと。
- (2) 飛鳥地域に関する図書、写真その他の資料の収集、整理、保管、展示、閲覧及び調査研究を行うこと。
- (3) 飛鳥資料館の事業に関する出版物の編集及び刊行並びに普及宣伝を行うこと。

(飛鳥資料館に置く室)

第28条 飛鳥資料館に学芸室を置く。

- 2 学芸室は、前条に掲げる事務をつかさどる。

(その他)

第29条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

- 2 研究所に置く研究支援推進部各課及び室の組織並びに所掌事務は、各研究所の所長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年3月14日に改正し、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年3月27日に改正し、平成21年4月1日から施行する。
- 2 第4条第2の2項に規定する都城発掘調査部副部長は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間、暫定的に置くものとする。

附 則

この規程は、平成22年3月26日に改正し、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年3月4日に改正し、平成23年4月1日から施行する。